

震災文庫 8 - 125<sup>-8</sup>

## はじめに

あの阪神・淡路大震災から2年が過ぎました。この間、児童相談所では被災児童がうけた恐怖や悲しい体験によるこころの傷が一日も早く癒されることを願って、「よみがえれ子どものこころの健康」をキャッチフレーズに、被災児童福祉相談の開設や青空プレイ、こころの健康調査、保育所や仮設住宅等への訪問活動、学習会やシンポジウムの開催など、メンタル・ケア事業に精力を注いでまいりました。

こうした活動を通して、大多数の子どもたちはこころの健康を取り戻してきたようで大変嬉しく思っております。と同時に、保護者の子育てについての様々な不安や悩みを聞くなかで、養護や障害、不登校、虐待など子どもを巡る多様な問題に対して、児童相談所がお手伝い出来る数多くの制度や事業を、より気軽に、より適切に活用していただきたいと感じました。

そこで、今回のレポートは「家庭支援」をテーマに編集いたしました。

地域での子どもの健全育成活動、子育て家庭の支援活動を進めるうえでご参考いただければ幸いです。

平成9年3月

兵庫県中央児童相談所長	西川智恵子
西宮児童相談所長	八木敬雄
姫路児童相談所長	谷本博司
豊岡児童相談所長	東畠孝輔



# 目 次

はじめに .....	1
今、なぜ家庭支援か .....	5
I 事例でみる家庭支援 .....	7
1 児童相談所の支援 .....	9
① 友だちができない智子ちゃん .....	10
(子どもと家庭の電話相談室)	
② 帰ってきたお母さん (児童福祉司による指導) .....	12
③ 危機を乗り越えた家族 (一時保護所の利用) .....	14
④ 自信を取り戻した一男君 (集団指導) .....	16
⑤ ゆとりが生まれたお母さん (幼児親子教室) .....	18
⑥ 元気を取り戻した翔君 (メンタル・フレンド) .....	20
2 地域の中での家庭支援 .....	23
① 学校へ戻った綾子ちゃん (児童委員による指導) .....	24
② やさしさが欲しい二郎君 (家庭相談員との連携) .....	26
③ お母さんと一緒に暮らしたい (母子相談員との連携) .....	28
④ 人と関わる喜びができた良介君 (地域療育教室) .....	30
⑤ 保育所で成長した健太君 (障害児保育制度の利用) .....	32
3 施設を利用した支援 .....	35
① 積極的になったお母さん (通園施設での指導) .....	36
② 母との生活を待った拓也君 (養護施設の利用) .....	38
③ 子どもを預かってもらえませんか (短期入所) .....	40
④ 子どもを預かってもらえませんか .....	42
(在宅心身障害児短期入所)	

⑤	親を支える横のつながり（心身障害児短期療育事業）	44
⑥	友だちとまた会えた明子ちゃん（里親制度の利用）	46
II	子育て支援Q & A	49
①	児童相談所が遠くて利用しにくい（巡回相談の利用）	50
②	2・3日子どもを預かってもらえるところは ありませんか（子育て家庭ショートステイ）	51
③	知的障害児への援助（療育手帳）	52
④	母子への援助（母子寮）	53
III	家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業実施状況	55
IV	参 考 資 料	63
	県下の相談関係機関一覧	64



## 今、なぜ家庭支援か

戦後間もない昭和22年12月に児童福祉法が制定されました。当時は戦災孤児や引揚孤児など街頭浮浪児の対策が児童福祉行政の緊急課題でした。児童福祉法はこの緊急課題への対応と同時に、次代を担うすべての児童の福祉を目指す法律として誕生しました。

第1条には「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない。」「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」という理念が高らかに謳われています。これは今日も変わることなく引き継がれている児童育成の基本理念です。

わが国は戦後の荒廃のなかから昭和30年代の高度経済成長期を経て、奇跡的ともいえる経済発展を遂げ、国民生活は豊かになりました。しかし一方では、都市化や地域コミュニティの脆弱化、さらに核家族化、少子化、女性の社会進出、価値観の多様化等により、児童を取り巻く家庭や地域社会は大きく変化しました。こうした変化はとりもなおさず、児童の成長にも様々な影響を与えてきました。

とりわけ、核家族化、地域社会の人間関係の希薄化、女性の社会進出の増加は、家庭での養育能力の低下をもたらし、家族の病气、出産、転宅、家族関係のもつれ等の日常的な出来事によっても、養育機能が麻痺する家庭が多くなっています。さらに、育児文化・育児技術の世代間の継承が難しくなったことにより、孤独に子育てを続けるうちに、育児に不安を感じ、自らの苛立ちや焦燥を子どもに向ける母親も増加しています。

また、近年、増加傾向にある不登校やいじめ、非行等の児童相

談も家庭の養育機能の弱体化と深く関わっています。

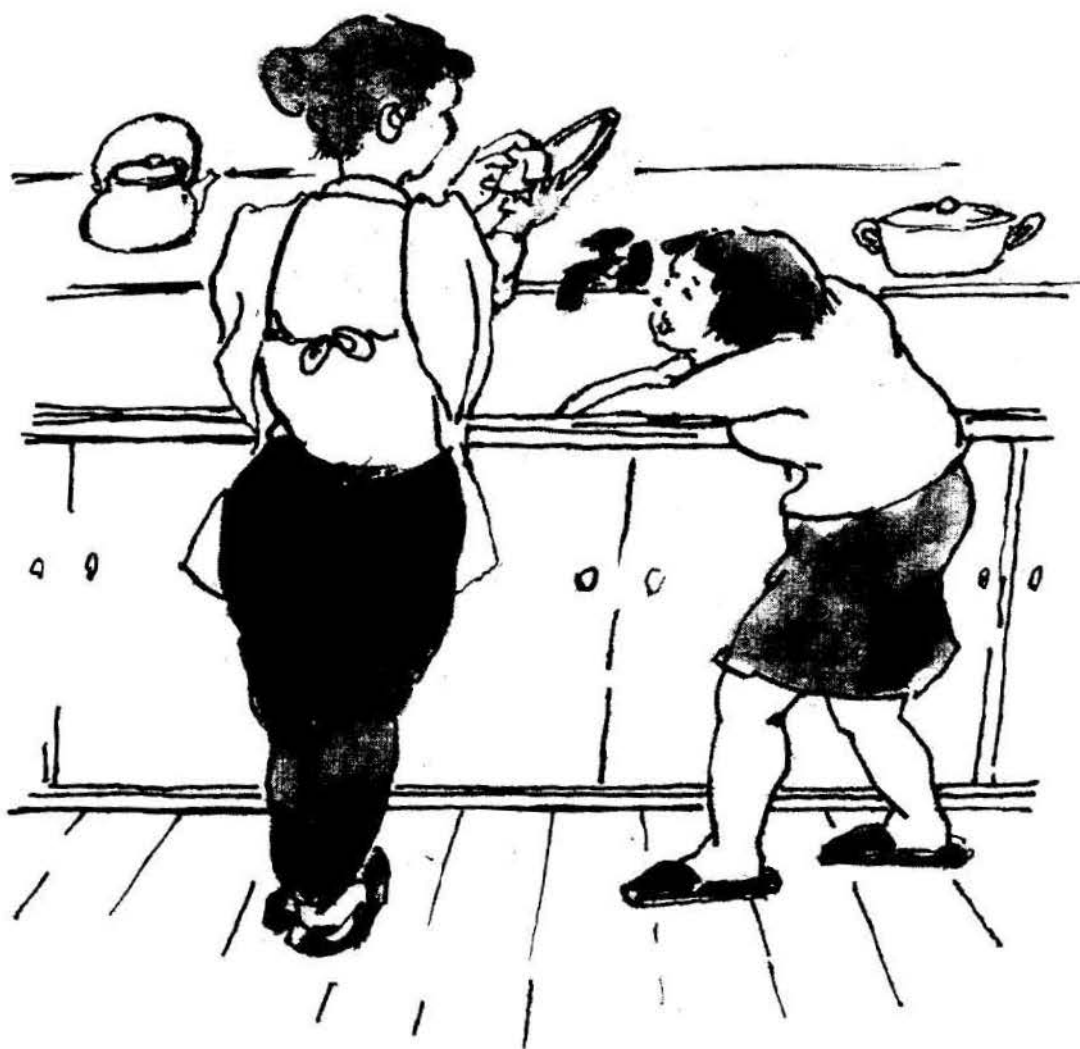
今や、ひとり家庭のみでは子育てが困難な時代となっており、保護者・家庭を中心にしつつも、地域や行政など社会全体で子育てを担っていかなければ児童福祉法の理念は達成できない時代といえましょう。

このような現状を踏まえて、児童相談所では、児童が生まれ、育ち、生活する基本的な場である家庭の問題解決、家庭支援を抜きに、真の児童問題の解決、児童の健全育成は図れないとの考えから、福祉事務所や保健所、児童委員、児童福祉施設等の関係機関との連携を図りながら、相談援助活動や学習指導活動、短期的に児童を養育する事業など多様な支援的事業を実施しています。

この冊子は、児童相談所に寄せられた相談のなかで家庭支援として行った制度、事業、措置等の一端を紹介したものです。いずれも私たちの身近なところにある事例ではないかと思えます。

# I 事例でみる家庭支援

- 1 児童相談所の支援
- 2 地域の中での家庭支援
- 3 施設を利用した支援



## 1 児童相談所の支援

- ① 友だちができない智子ちゃん  
(子どもと家庭の電話相談室)
- ② 帰ってきたお母さん  
(児童福祉司による指導)
- ③ 危機を乗り越えた家族  
(一時保護所の利用)
- ④ 自信を取り戻した一男君  
(集団指導)
- ⑤ ゆとりが生まれたお母さん  
(幼児親子教室)
- ⑥ 元気を取り戻した翔君  
(メンタル・フレンド)

## ① 友だちができない智子ちゃん

### 子どもと家庭の電話相談室

「はい、子どもと家庭の電話相談室です。」「あ、あのう、子どものことで…。幼稚園に通っているんですけど、お友だちができないようなんです。」

お母さんの悩みは、この春から幼稚園へ通うようになった智子ちゃんにお友だちができないということでした。幼稚園にいる間も、おうちへ帰ってきてからも一人で遊んでいるとのこと。電話相談員はお母さんの話をじっくり聴いた上で、智子ちゃん自身は機嫌良く幼稚園に通っていること、まだ通いだして日が浅いことから、もうしばらくゆったりと様子を見てみましょうと提案しました。また、不安になったらいつでも電話して下さるよう話しました。

それから何度か相談の電話がありました。その中で、実はお母さん自身がお友だちができずに悩んでいることが打ち明けられました。幼稚園に子どもを送り迎えするお母さん方のグループに馴染めないのです。他のお母さんは以前から公園などで顔見知りになっており、自然にグループができてきているようです。ところが、智子ちゃん一家は最近になってこの街に引っ越してきたので、まだ、顔見知りすらできていなかったのです。

お母さん方のどのグループにも入れない淋しさから、いっそ智子ちゃんを幼稚園へ通わせるのをやめようかとも思い悩んでいました。

お母さんはこれまであまり友だち付き合いをしてこず、友だちを作ることがむしろ苦手でした。そんな、自分自身の経験と智子ちゃんの様子を重ね合わせて、智子ちゃんの将来のことまで心配しているのです。

電話相談員はお母さんの気持ちを受け止めながら、お母さんと智子ちゃんは同じではないこと、また、気軽にあいさつをするなど、お母さんの方から声をかけていけば、徐々に他のお母さん方と打ち解けられるようになることを助言していきました。

最初の電話から何か月にもわたるお母さんと電話相談員とのやり取りの中で、いつもあいさつを交わす人ができたこと、智子ちゃんと同じ幼稚園に通う子どもの家に招かれたことなどが話され、お母さんの声は少しずつ明るくなってきました。

### ● 子どもと家庭の電話相談室 ●

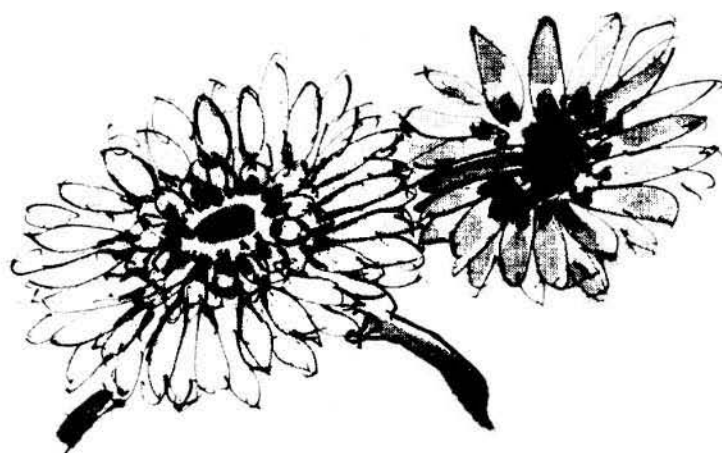
子育てをする中で、不安が生じたり、困ったことがでてきたりして誰かにちょっと話をすれば気持ちが治まったりすることがあります。気軽に誰かに相談したい。でも、相談する人がいない。そんな時、電話相談を利用していただければいいと思います。

電話相談は、いつでも、どこからでも、また、名前を言わなくても相談できるため、広く、気軽に利用していただくことができます。

「子どもと家庭の電話相談室」は毎日午前9時から午後9時まで、子どもや家庭のことについての経験と識見のある電話相談員が相談をお受けしています。

子どもと家庭の電話相談室

よいこに 毎日(年末年始を除く)  
☎078-925-4152 午前9時～午後9時



## ② 帰ってきたお母さん

### 児童福祉司による指導

警察署から児童相談所に中学1年生の孝夫君の児童通告書が届きました。通告の理由は万引きでした。

児童通告書を受け取った児童相談所は、孝夫君の保護者に対して児童相談所へ来所するよう通知しました。

ところが、約束の日になっても保護者からは何の連絡もなく、相談にも訪れませんでした。そこで、再度通知する一方で調査したところ、孝夫君の家族は母親と母方の祖母の3人家族で、母親は半年前から家出をしていることがわかりました。そこで、祖母に連絡し、児童相談所に孝夫君と来てもらうことにしました。

祖母に連れられて来所した孝夫君は茶髪でだぼだぼのズボンをはいた、見るからに非行少年というスタイルでしたが、まだあどけなさが残っていました。

祖母の話によると、お母さんが家出したころから孝夫君の非行が始まり、最近では全くと言っていいほど、祖母の言うことを聞かなくなってしまったそうです。

児童相談所では孝夫君の非行は、家族がバラバラになってしまったことが原因であると考え、児童福祉司の指導により家族関係を調整していくことにしました。

そのためには、とにかくお母さんに来所してもらうことが何より必要でした。お母さんに何度か来所してもらい、現在の孝夫君の状況を説明し、この状況を変えられるのはお母さんしかいないのだということを繰り返し話しました。

それからしばらくお母さんは迷いましたが、孝夫君のために家に帰る決心をしました。

家に帰ってきてからは、孝夫君と関わりを持とうと話しかけたり、一緒

に夕食をとったりというように努力しました。しかし、一度壊れてしまった関係はなかなか修復しませんでした。

お母さんは仕事がなかなか見つからず、経済的に苦しいこともあって、何度もくじけそうになりました。そして、その度に児童相談所に電話をかけてきました。

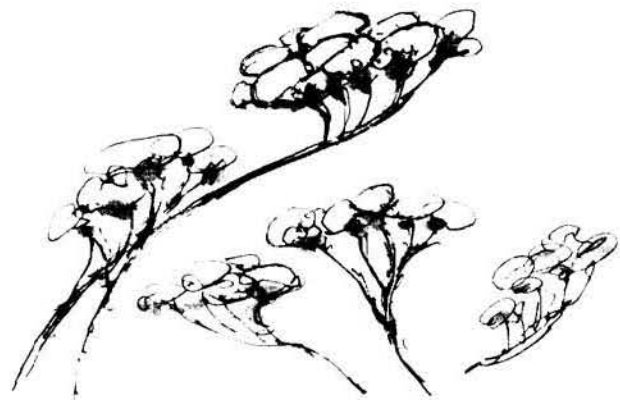
児童福祉司はお母さんを励ましながら、学校や福祉事務所に出向いて孝夫君やお母さんを支える方法を相談していきました。

数か月が過ぎたころ、お母さんはようやく仕事を見つけ、徐々に気持ちが安定してくる中で、孝夫君との間に自然な親子関係を取り戻すことができてきました。また、孝夫君は無断外泊をする事もなくなり、学校にもきちんと登校できるようになりました。

### ● 児童福祉司指導 ●

児童相談所には、複雑な家庭環境を背景とし、相談指導に専門的な知識と技術を必要とするケースを担当する児童福祉司が配属されています。

児童福祉司指導とは、この児童福祉司が担当し、定期的に家庭や学校を訪問し、環境の調整や関係者に対する相談指導を継続的に行いながら、在宅のまま児童や家族の相談援助を行う処遇のことです。



### ③ 危機を乗り越えた家族

#### 一時保護所の利用

中学2年生の太郎君が、親子げんかの末、家出をしました。太郎君は市内を放浪し、数日後に警察に保護されましたが、両親が迎えに来ても口をきこうともしません。太郎君は家に帰ることを頑なに拒否するため、両親と太郎君自身の了解を得て、児童相談所の一時保護所に保護されました。

太郎君は生まれつき左手に軽い麻痺があり、運動が苦手でした。学校の成績は普通で、性格的にはおとなしい子どもでした。一方、1歳年下の弟は明るい性格で、成績はトップクラス、スポーツも万能という非常に優秀な子どもでした。

お父さんは、障害があるということで、太郎君を甘やかしてはいけないと強く思い、「努力が足りない」と口癖のように言いました。お母さんは太郎君のことを不憫に思いながらも、優秀な弟の方をほめることが多かったようです。太郎君は常に弟に比較されているように感じ、被害者意識が強くなっていきました。

そして、テスト結果について、お母さんが「どうだった？」と尋ねただけで、太郎君はカッとなって暴言を吐き、それを聞いたお父さんと殴り合いになって、そのまま家出したのでした。

児童相談所では一時保護をし、その生活を通して、太郎君自身の性格を知るとともに、親子間に一定の冷却期間を置くことで、互いの関係を見直すきっかけを作ることになりました。その上で、家族面接を繰り返し、親子間相互の理解を深めようとしてしました。

一時保護所での太郎君は規則を守り、同年齢の生徒とも一緒に勉強し、特に問題も起こりませんでした。しかし、相手が自分より賢いと判断すると、その子に対して態度が硬くなり、自分より劣っていると判断すると、急になれなれしくなるなど、強い劣等感を伺わせる行動が見られました。

面接の中で、太郎君に「暴力を使わずに、本当に両親に伝えなかったことは何か」と質問したところ、彼は「弟と比較しないで欲しい。僕は僕だ」と答えました。

一方、両親には、このような太郎君の気持ちを伝え、一時保護所での生活の様子を話しました。両親は「そこまで感じているとは全然思わなかった」と意外そうでした。

あらかじめ個別に面接した上で家族面接を繰り返すことで、両親はこれまでの子育てを振り返り、太郎君も「やりすぎた」と自分の行いを反省できるようになりました。

「これからは、新しく親子関係を作り直すつもりです」と語る両親と一緒に、太郎君は笑顔で家へ帰っていきました。

### ● 一時保護所 ●

一時保護所は、明石市にある中央児童相談所内にあります。いろいろな事情のある子どもを一時的にお預かりし、その間に子どもの抱えている問題の解決方法を考えるための場所です。

子どもたちは、年齢・性別に応じたグループに分かれ、学習やスポーツ・製作を通して、よりよい生活習慣を身につけられるよう、日課に沿って生活しています。また、毎月それぞれ季節に応じた行事も行っています。

一時保護を行うのは、次のような場合です。

- ・家出や被虐待、置き去りなど子どもを緊急に保護する必要があるとき
- ・指導の手掛かりを見いだすために行動観察が必要なとき
- ・短期間、家庭を離れて生活することが指導上効果があると判断されるとき

## ④ 自信を取り戻した一男君

### 集 団 指 導

中学3年生の息子、一男のことで相談があります。息子は中学2年生の2学期ごろから学校に行きづらくなり、たまに登校する日もありましたが、3年生になってますます登校することを嫌がるようになりした。最近では家族の者に反抗的な態度をとるようになり困っています。どう関わればよいのでしょうか。

一男君のお父さんから児童相談所への電話相談を受けたのは、一男君が中学3年生になった1学期の初めでした。

両親の話によると、一男君は小さいころからおとなしい子どもでした。誘われれば外に遊びに出ることもありましたが、家の中で遊ぶことが多く、友だちもほとんどいませんでした。

たまに友だちと遊ぶことがあっても、ちょっとしたことががまんできずに機嫌を損ねるような子どもでしたので、ますます友だちは遠ざかってしまいました。

一男君の不登校のきっかけとなったのは、クラスの特定の子どもから足をこづかれるなどの、ちょっとしたトラブルでした。

一男君は、大柄な体格ですがとても幼い顔つきで、いすに座っても身体を固くし、緊張している様子でした。

職員の質問には答えてくれるものの、覇気のない返答が続きました。面接の後半、一緒にテレビゲームをすることでやっと笑顔が見られ、表情がやわらぎました。

一男君には、個別でのカウンセリングを続ける中で、1対1の関係だけでなく、友だちとの交流の場を持つことが必要だと思われました。そこで、児童相談所で行っている不登校児童のグループ指導への参加を勧めました。

その後、一男君は中学を卒業するまでの約1年間、自分と同じように不登校の状態にある仲間数人と共に過ごす中で、自分自身を振り返り、また、

相手や周囲を見ることができ、心の余裕が芽生えたようです。また、様々な体験を通して、自信を回復していきました。

今、一男君は元気に高校生活を始めています。

### ● 集 団 指 導 ●

人との関わりの中で傷ついてきた子どもや自信をなくした子どもは、他人と交わることや他人と同じ場所に居ることに恐れを感じていることがあります。そこで、児童相談所では、学校に登校できない子どもや友だち付き合いの苦手な子どもたちを対象に、集団指導を行っています。

この集団指導は、作業やゲームなどの活動を中心に数人のグループを作り、児童相談所の職員が参加児童に混じって同じ活動を行いながら、その場の緊張や不安を和らげ、参加児童が自由に自己表現できるような雰囲気を作り、他児との交流を行いやすくし、自信の回復を図っています。

なお、これらの集団指導は、中央児童相談所は「体験広場」、西宮児童相談所は「西遊記」、姫路児童相談所は「ふれあい体験教室」、豊岡児童相談所は「スマイルゼミ」と名づけ、通年にわたって実施しています。



## ⑤ ゆとりが生まれたお母さん

### 幼児親子教室

3歳になる男の子です。ことばを覚えようとしないうしんご君にお母さんはイライラし、しんご君もぐずったり、かんしゃくを起こすなど不安定な状態になりました。

しんご君は3歳になる男の子です。しんご君にはまだ兄弟がなく、お父さんお母さんとの3人家族です。乳児期から、しんご君とお母さんは近所にお友だちができないまま、家の中で2人きりで過ごすことが多かったようです。お母さんが家事をしている時には、しんご君は大好きなミニカーでよく1人で遊んでくれるので、あまり手がかかりませんでした。

お母さんは、しんご君のことばがなかなか増えず、気にはしていましたが、男の子はことばが遅いという話もよく聞くので、そのうち増えるだろうと特に誰にも相談することはありませんでした。

3歳児健康診査に行き、他の子どもたちが、しんご君よりもずっと上手にお喋りしていることを知って、お母さんはびっくりしました。保健婦さんに相談したところ、やはりしんご君は年齢よりもことばの発達が遅いということがわかりました。お母さんは焦る余り、しんご君にことばを一生懸命教え始めました。絵本を買ってきて、しんご君を側に座らせて、動物の名前を言わせたりするのですが、しんご君はすぐにお母さんの側から逃げだして、別の遊びを始めるのでした。なかなかことばを覚えようとしないうしんご君にお母さんはイライラし、しんご君もぐずったり、かんしゃくを起こすなど不安定な状態になりました。

保健婦さんの勧めで児童相談所の3歳児精密健康診査を受けることになりました。

しんご君と一緒に遊ぶ大切さをアドバイスされましたが、実際にどのように遊んだらよいのかわからないお母さんに、児童相談所で開いている親子のあそびの教室への参加を勧めました。

しんご君とお母さんは、とまどいながらも、手遊びや、身体を使った遊びに、他の子どもやお母さんのしていることを見ながら参加して、とても楽しく遊びました。

それから、月1回の教室が親子ともに楽しみになりました。通っているうちに他のお母さん方とお友だちになり、悩みをお互いに話し合ったり、子どもへの関わり方やしつけについて、職員にアドバイスを受けたりしながら、お母さんは気持ちが楽になっていきました。

最近、しんご君の方から、絵本を持ってきて読んでほしがるようになりました。お母さんの心にもしんご君をゆったり見守り、しんご君の喜ぶ遊びに付き合うゆとりも生まれています。

### ● 幼児親子教室 ●

ことばは、人と人との関わりの中から生まれてきます。それは発達に遅れのある子どもについても同様です。

親が、ことばを増やそうと一生懸命誘って遊ばせよう、教えようとしてもなかなか子どもが関心を向けてくれず、よけいにあせって親がイライラすることもあります。

児童相談所や各市・町の療育教室では、子どもの様子をじっくり見ながら親も一緒に遊び、発達に応じた遊び方や関わり方を知る機会として、親子での遊びの場を提供しています。



## ⑥ 元気を取り戻した翔君

### メンタル・フレンド

中学2年生の男の子が、学校に行けなくなって半年、今は家の中に閉じこもってしまって困っています。  
どうしたらよいのでしょうか。  
相談したいのですが…。

児童相談所にやって来た翔君、車の中にいて、外に出てきません。担当の職員が車の窓越しに話しかけ、なんとか建物の中に入りましたが、今度は2階に上がる階段の途中で止まってしまいました。

野球帽を深くかぶって、視線を合わそうとしません。翔君の好きなマンガの話やファミコンの話をしていくと、だんだんと緊張がとれてきました。緊張がとれると今度は一方的に話しかけてきました。そして、うれしそうに帰っていきました。

翔君は両親と祖父母との5人家族で、大人ばかりの中で育ってきました。気持ちの優しい子どもですが、友だちと付き合うのがどうも苦手なようです。友だちの関心を得るために、ふざけたり、いたづらをしたりするのですが、それが度を過ぎて友だちから嫌われてしまいます。見た目が明るいものですから、周りの人は翔君が傷つくことなどないと思っています。しかし、一人になった翔君は、気が小さく繊細な神経の持ち主で、ちょっとしたことをすごく気にしてしまうのです。中学2年生になって、とうとう演技することに疲れてしまって、学校を休むようになりました。

翔君は、児童相談所に定期的に通ってきては、職員とゲームをしたり、話をしたりしました。最初のうち、彼は黙ってしまうか、一方的に喋り続けるかという両極端な付き合い方しかできず、コミュニケーションの取り方があまり上手ではないことがわかりました。児童相談所に来る回数が増えるにつれ、徐々に相手の気持ちを汲みながら、交互に話ができるようになりしました。しかし、児童相談所に来る時以外は全く外出しない生活が続

いていました。そこで、職員との関係しか持てない翔君に、人間関係の広がりを持たせ、生活の幅を広げるため、児童相談所はメンタルフレンドの利用を考えました。

心理学を学んでいる大学生が、彼の家を定期的に訪問することになりました。初め照れていた翔君でしたが、家でゲームをしたりしていく中で、だんだん訪問を楽しみにするようになり、一緒にボーリングに行ったり、買物に出かけたりするようになりました。

人目を気にして外出できず、落ち込んでいた翔君は元気を取り戻しました。そのうち、学校の話も話すようになり、今は登校することに挑戦してみようと考えています。

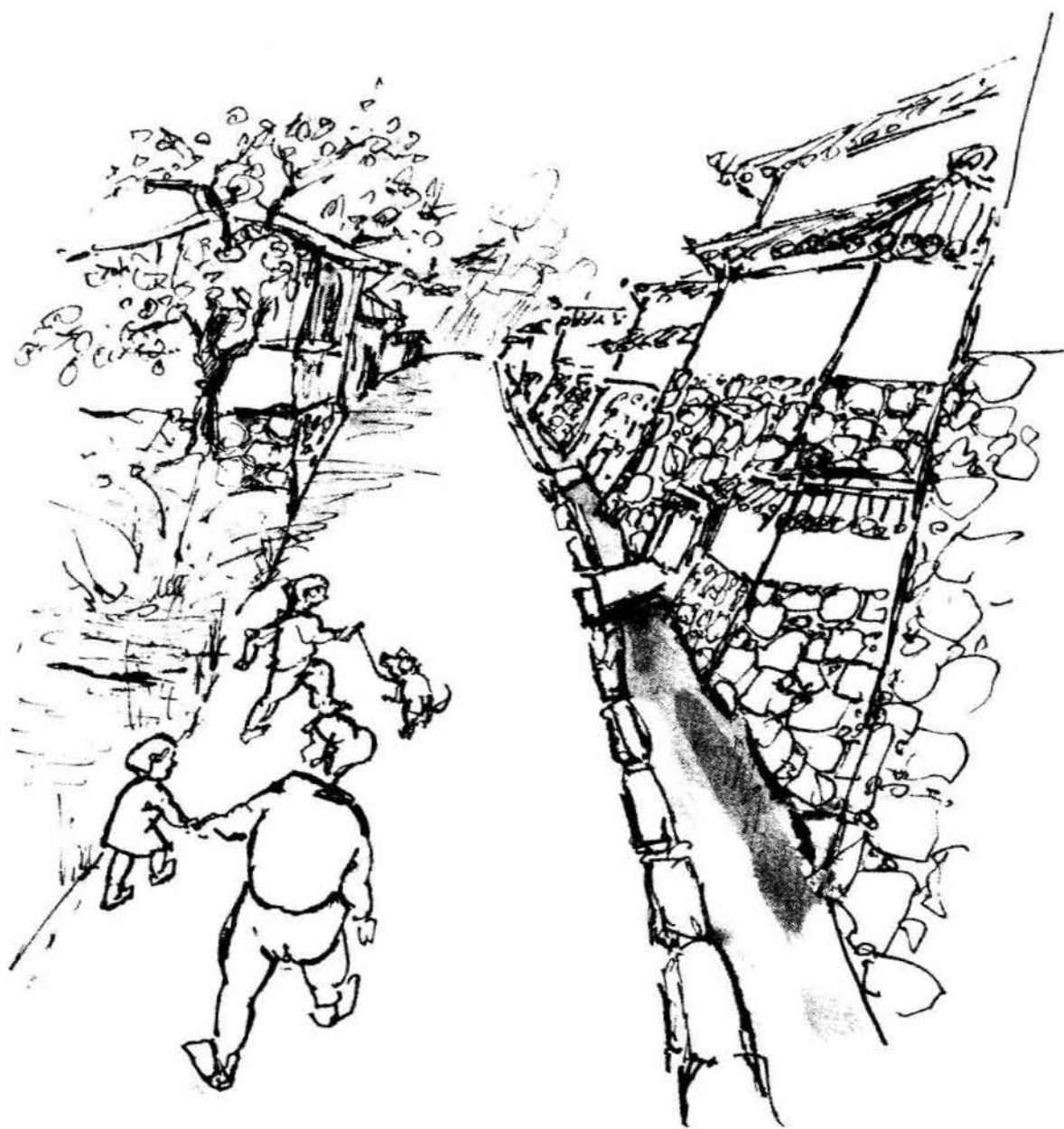
### ● メンタル・フレンド ●

学校に行っていない子どもの中に、人目を気にして、あるいは元気をなくしてしまって、家に引きこもったまま不安な日々を送っている子どもたちがいます。

メンタル・フレンド制度とはこのような子どもたちに対し、お兄さん・お姉さんのような大学生などのボランティアが家庭を訪問して、話をしたり遊んだりしながら、子どもたちの意欲を回復させることを目的としています。

メンタル・フレンドは児童相談所に登録されており、研修を受けたのちに、子どもや保護者の同意があって初めて活動します。児童相談所の職員の指導を受けながら、子どもの気持ちを受け止め、子どもたちが楽に自分を表現できるようにし、活動の幅を広げられるように援助しています。





## 2 地域の中での家庭支援

- ① 学校へ戻った綾子ちゃん  
(児童委員による指導)
- ② やさしさが欲しい二郎君  
(家庭相談員との連携)
- ③ お母さんと一緒に暮らしたい  
(母子相談員との連携)
- ④ 人と関わる喜びができた良介君  
(地域療育教室)
- ⑤ 保育所で成長した健太君  
(障害児保育制度の利用)

## ① 学校へ戻った綾子ちゃん

### 児童委員による指導

「子どもが家出してしまいました。学校へも行かずに毎日家でゴロゴロばかりして…。私もついカッとなって、娘の気持ちも考えずに叱ってしまいました。」半年前から児童相談所に通っている綾子ちゃんのお母さんが、慌てた様子で電話をかけてきました。

綾子ちゃんはおとなしい性格で口数も少なく、自分の思いをうまく表現することができません。中学校に入学しても友だちができず、次第に学校に行くことができなくなり、児童相談所でカウンセリングを受けていました。

学校へ行かなくなった綾子ちゃんは、毎日家でテレビを観たり、マンガを読んだりして過ごしていました。一見だらしない生活をしているように見えますが、綾子ちゃんにとっては、自分の気持ちを整理する大切な時間です。お母さんは、この生活を見守ることが必要だと心得てはいましたが、毎日綾子ちゃんと一緒に家にいると不安になって、つい、綾子ちゃんを叱ってしまいました。

今まではお母さんの小言を黙って聞いていた綾子ちゃんでしたが、この時に初めて口ごたえし、激しい親子げんかをした挙げ句、ついに綾子ちゃんは家を出てしまいました。

児童相談所は、中学校の担任などの関係者と一緒に綾子ちゃんを捜し回り、知り合いの家にはいた綾子ちゃんを無事に見つけ、児童相談所へ連れてきました。

最初は興奮していた綾子ちゃんでしたが、話を聞いているうちに次第に落ち着きを取り戻したので、お母さんに迎えに来てもらいました。

お母さんと顔を合わせた綾子ちゃんは照れを隠すためか、ニコニコしていました。お母さんもつられて笑いだし、二人は仲良く一緒に帰っていききました。

このような家出騒動があったので、日常的に親子関係の調整が必要だと思われました。そこで、今後のことは、この地区の児童委員に協力をお願いしました。

児童委員は綾子ちゃんの家で精肉屋を営んでいます。幼いころからお母さんと買物に来ていた綾子ちゃんを児童委員はよく知っていました。

児童委員はおつかいに来る綾子ちゃんにいつも声をかけ、親しくなると家にも行くようになり、人付き合いの下手だった綾子ちゃんも少しずつ自信をつけていきました。

また、中学校も保健室登校などの配慮をしてくれたため、次第に綾子ちゃんは学校に行くようになり、卒業式の練習が始まったころには、みんなのいる教室にも入っていけるようになりました。

こうして卒業式では、お母さんや児童委員が見守るなか、綾子ちゃんは壇上に上がって、校長先生から卒業証書を受け取ることができました。

### ● 児 童 委 員 ●

児童委員とは都道府県知事の推薦によって、厚生大臣が委嘱する児童福祉のために活動する民間奉仕者です。

児童委員の職務は、児童及び妊産婦について、常にその生活及び環境の状態をつまびらかにし、その保護・保健・その他福祉に関し、援助及び指導をするとともに、児童福祉司（児童相談所）または社会福祉主事（福祉事務所）の行う職務に協力することとされています。

また、児童委員は民生委員も兼ねており、それぞれの地区を受け持っています。



## ② やさしさが欲しい二郎君

### 家庭相談員との連携

「小学校の男の子が放任されている。このままだといろいろな問題があるので安定した生活の場所を与えてやりたい。」と家庭相談員から児童相談所に通告がありました。

小学3年生の二郎君はお父さんと2人暮らしですが、お父さんは不在がちです。二郎君はお腹が空く夜8時ごろになると徘徊し、近所の人に食べさせてもらったり、食べ物を万引きしたりします。また、入浴をしていないので、体は垢まみれで衣服も汚れています。

学校では給食を他の子どもの3倍程食べ、ちょっとしたことで友だちを叩くなど情緒的にも不安定です。

学校はこの状態を何とかしたいと福祉事務所の家庭相談員に相談をもちかけました。

家庭相談員は地域の児童委員を訪問し、二郎君の生活状況について調査を依頼しました。その結果、お母さんは3か月前に家を出てしまったこと、お父さんは朝早く夜遅い仕事で近所づきあいは全くないこと、また、隣町に父方祖母がいることもわかりました。

二郎君に聞くと、お父さんはいつ帰ってくるかわからないけど、帰ってきた時にはホカホカ弁当を持って帰ってきてくれると言います。また、日曜日には一緒に銭湯にも行きます。二郎君はお父さんが好きなようです。お母さんについては「いつ帰ってくるかわからない」と寂しさは隠せません。

家庭相談員は養護施設利用の可能性が高いと考え、児童相談所に連絡をしました。児童相談所は、お父さんとの話し合いを試みましたが、連絡がとれませんでした。そこで、祖母との面接を行い、家庭相談員や児童委員、学校と協議を重ねました。その中で、お父さんは多額の借金を抱えて、長時間働かざるを得なくなり、お母さんはそんなお父さんに愛想を尽かして

離婚したことがわかりました。また、祖母は高齢で、父子と同居したり、二郎君を引き取ることもできない状況であり、お父さんの生活が安定するまでの間は、養護施設での援助が適当と判断されました。

ようやく、お父さんと話し合う機会が得られ、二郎君の今後のことを話しましたが、お父さんは二郎君の面倒を十分みられないことは認めるものの、二郎君の存在が生き甲斐であり、養護施設入所には同意しませんでした。

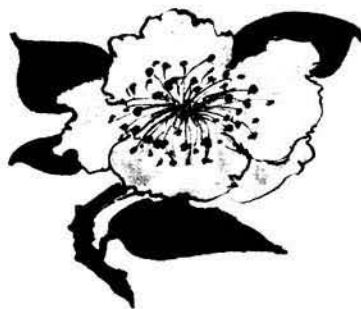
そこで、以後家庭相談員が夕方に家庭訪問して、二郎くんの話し相手になり、その様子をお父さんに手紙を書いて知らせました。2か月程経つと、お父さんも徐々に養育の限界を感じ、家庭相談員の勧めで養護施設の見学を試みようと考え始め、悩んだあげく、養護施設への入所に同意しました。

二郎君は養護施設で元気に生活をしています。お父さんの仕事は相変わらず忙しいので、一時帰省は年に2回だけですが、月に1回は面会に来ています。また、電話もかけて親子の交流を図っています。お父さんは二郎君と一緒に生活できる日を楽しみにしながら、安心して生活の再建に頑張っています。

### ● 家庭相談員 ●

家庭における児童の健全な育成を援助するために、福祉事務所に家庭児童相談室が設置されています。

そこでは、家庭相談員が家庭や児童の様々な問題の相談に応じています。身近な家庭支援の相談室として気軽に利用できます。



### ③ お母さんと一緒に暮らしたい

#### 母子相談員との連携

「母一人、子一人の家庭。子どもを上手に育てられないので、どこかに預かってもらえないか。」

こういう相談が児童相談所に寄せられました。

5歳の和夫君は落ち着きがなく、お母さんの言うことをなかなか聞かないようです。お母さんは子育てに嫌気がさし、どこかに預かってもらって育てて欲しいと考えました。

お母さんは、18歳の時、未婚の母として和夫君を出産しました。和夫君の世話は祖母に頼んで、お母さんは働いていました。そのせいもあってか、母子の間の気持ちの触れ合いがどうもうまくいっていないようでした。

相談を受けた児童相談所は、既にこの家庭と関わりのある福祉事務所の母子相談員と連絡を取り、一緒に家庭訪問をしてお母さんの気持ちや家庭の状況などを聞かせてもらいました。

その結果、お母さんが和夫君のことを拒否しているのではなく、子育ての知識も技術もないため、子育ての不安が大変強く、自信がないため子どもを預けたいという気持ちになったということがわかりました。そこで、今後は、母子相談員が家庭訪問を繰り返しながら、お母さんの相談相手になり、子育てを支えていくことにしました。

ある時、和夫君は、駐車中の車に火をつけて全焼させるという事件を起こしました。お母さんはどうしていいかわからず、やはり和夫君をどこかに預けたほうがいいと考え、母子相談員に相談しました。その中で、和夫君がこのような事をしたのは、お母さんの関心をもっと引きたい気持ちがあるからだということがお母さんにわかりました。

このことがあってから、お母さんは親子が離れて生活するということは全く言わなくなりました。

母子相談員はお母さんらしくなったという印象を持ちました。それから

も母子相談員はお母さんのひたむきな頑張りと一緒に支え、指導を続けました。お母さんも日常的にいろいろな相談を持ちかけてきました。

小学校に入学した和夫君は、行動面で落ち着きを取り戻し、担任の先生との関係も良く、勉強にも励むようになったとのこと。

### ● 母子相談員 ●

母子の生活の安定を図るため、昭和39年に母子福祉法（昭和56年母子及び寡婦福祉法に改正）が制定され、それにもとない福祉事務所に母子相談員が配置されました。

母子相談員は、児童の養育、生活、健康、家庭紛争等の様々な問題の相談に応じています。

何らかの理由で長期にわたり配偶者の扶養を受けられなくなっている母子も相談が受けられます。



## ④ 人と関わる喜びができた良介君

### 地域療育教室

「1歳6か月児健診の時にことばが遅れていると言われました。そのうちしゃべってくれるだろうと思って様子を見ていましたが、2歳になってもことばは出てこないし、ちょっと目を離すと親から離れてどこかへ行ってしまおうし、どうしたらよいのでしょうか。」良介君のお母さんからこんな相談を受けました。

お母さんは、走り回ることが大好きな良介君を連れて児童相談所へ来所しました。良介君はおもちゃのある部屋に入っても、おもちゃには興味を示さず、高いところに昇ったり降りたりしています。

良介君の家族はお父さん、お母さん、良介君の3人家族で、両親は花屋をしています。店が忙しいことや、赤ちゃんの頃から手がかからなかったことから、良介君は一人でいる時間が多くなっていました。時には、部屋に鍵を掛け、ビデオをつけたままにして、良介君を1人で遊ばせることもありました。

お父さんは仕事に追われて、良介君のことはお母さんに任せっきりです。「自分も子どものころはことばが遅かったから、そのうち良介もしゃべるようになるだろう」と、あまり心配もしていないようです。

お母さんは日頃かまってやることが少ないからことばが遅いのではないかと思い、おもちゃを買ってきて一緒に遊ぼうとするのですが、良介君はすぐ逃げてしまいます。また、店が休みの時には公園に連れて行ったりもするのですが、良介君はどこへ行ってしまおうかわからないので目が離せず、行動を制止するのが精一杯です。

お母さんはどうやって良介君に関わったらよいのかわからず、1人で悩み、育児に疲れてしまった様子です。

そこで、児童相談所はお母さんを支えてもらうとともに良介君が動ける場として、町役場が行っている親子教室を紹介しました。そして、家庭で

も人と関わる楽しさを引き出してあげるよう、身体を使った遊びを勧めました。

親子教室に続けて通ううちに、良介君から「もう一回やって」というサインが出てくるようになり、声を出して笑うことが増えてきました。公園に連れて行っても、ちゃんとお母さんの所に帰ってくることができ、一緒に遊ぶこともできるようになりました。

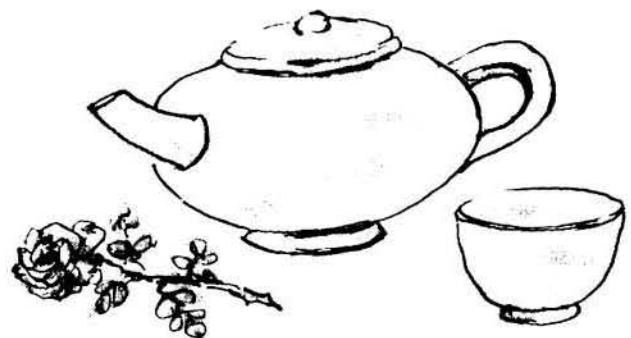
お母さんも、親子教室に通う子どものお母さんと友だちになり、育児の悩みも話せるようになり、育児のことはお母さんに任せっきりだったお父さんも、プロレスごっこをしてくれるなど、積極的に良介君と遊ぶようになりました。

人と関わるのが楽しくなってきた良介君の成長ぶりを、両親は温かく見守っているようです。

### ● 地域療育教室 ●

障害児が地域社会に適応して生活できるように、さまざまな援助が行われていますが、障害児を持つ家族に対する援助として、県下各地域で保健所、福祉事務所等が拠点となって、幼児を中心とした「遊びの教室」や「親子教室」が開かれています。

この教室には、障害児だけでなく、発達の遅れがある児童やことば発達の遅れた児童も参加し、その保護者とともに発達を促す遊びや療育指導を受けています。



## ⑤ 保育所で成長した健太君

### 障害児保育制度の利用

ある日、市の福祉事務所から「子どもを保育所に入れたいと、お母さんが相談にみえてるんですが、よく聞くとことばが遅いようなので、そちらに相談に行ってもらおうと思うんですが、お願いできますか」という電話が児童相談所に入ってきました。

健太君は、2歳8か月の男の子です。

お父さんは会社員。お母さんは家にいて、家事と育児をしていましたが、同居しているおばあちゃんが病気になり、その世話が毎日大変で、健太君の相手が思うようにできなくなりました。そのことが健太君を保育所に入れようと考えたきっかけでしたが、両親は健太君のことばが遅いことも心配していました。そこで、保育所に入れて、子どもたちの中で一緒に遊べば成長するのではないかと思い、福祉事務所に保育所入所の相談に行ったのです。

児童相談所では、生まれた時からの健太君の様子を聞き、遊びの様子を観察したり、発達の検査を行いました。その結果、健太君はことばだけでなく、発達全般に遅れが認められることがわかりました。また、遊びが転々として少し落ち着きがなく、食事や排泄などの身辺処理についても自分の力でできることは少ないので、保育所の生活の中でも、保母さんに気をつけて様子を見てもらったり、配慮してもらう必要がありそうでした。

それらのことについて両親に説明し、保育所入所については福祉事務所と相談した結果、健太君は家の近くの保育所に通えるようになりました。

児童相談所は、健太君の発達状況と配慮してほしいことなどを保育所に伝えました。

その後、健太君はすっかり保育所の生活に慣れて、おしっこなど身の回りのことができ始め、保母さんをまねてことばが少し言えるようになってきています。児童相談所からも職員が保育所に出向き、健太君の保育所で

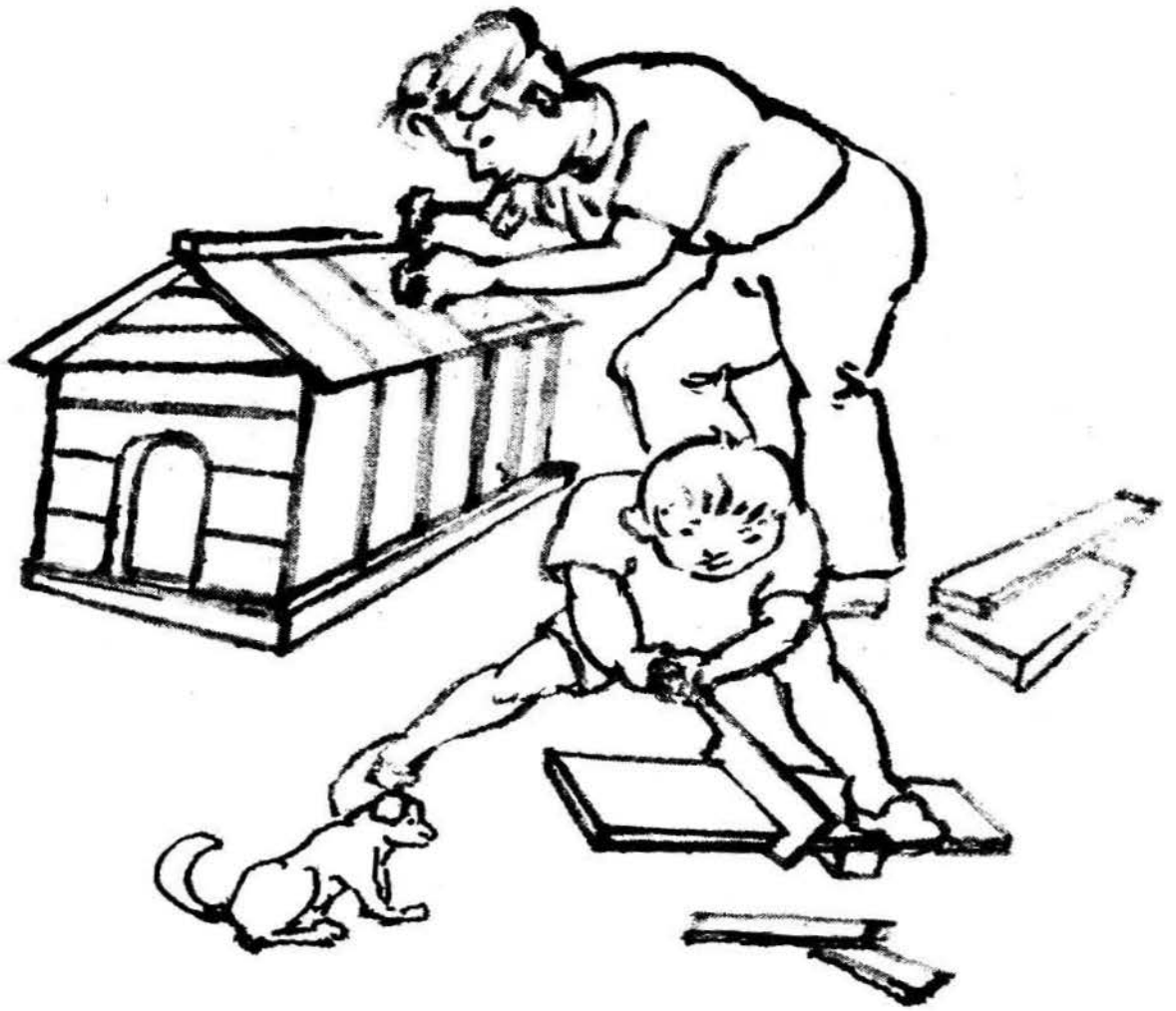
の様子を実際に見て保育指導の援助を行うなど、保母さんと一緒に健太君の成長を見守っています。

### ● 障害児保育 ●

障害児の保育については、厚生省の通知に基づき、保育に欠ける障害児のうち集団保育が可能な幼児を保育所入所させて、健常な幼児と共に集団保育する「障害児保育事業」が行われています。特別児童扶養手当の支給対象となっている中程度までの遅れのある障害児を受け入れています。

障害児保育を希望されるときは、各市町の保育所入所の係や、福祉事務所、児童相談所に相談されることをお勧めします。





### 3 施設を利用した支援

- ① 積極的になったお母さん  
（通園施設での指導）
- ② 母との生活を待った拓也君  
（養護施設の利用）
- ③ 子どもを預かってもらえませんか  
（短期入所）
- ④ 子どもを預かってもらえませんか  
（在宅心身障害児短期入所）
- ⑤ 親を支える横のつながり  
（短期療育事業）
- ⑥ 友だちとまた会えた明子ちゃん  
（里親制度）

## ① 積極的になったお母さん

### 通園施設での指導

病院から「父親がせっかんした結果、頭蓋骨骨折及び脳内出血の重傷を負った6か月の乳児がケイレンショック状態で緊急入院した。1か月の入院が必要だが、家庭に引き取らせることは危険だと思われる。どうしたらよいか」という相談が児童相談所に寄せられました。

真也君は3人家族です。両親は若く、まだ十代です。お母さんは真也君に対する愛情はあるものの、育児知識に乏しく、発達に応じた育て方がよくわかっていません。育児について、周囲に相談することもなかったようです。両親の情緒的な幼さは真也君に不満をぶつけることとなりました。

真也君は、脳が萎縮し、運動機能の障害はもちろん、光や音の認知も困難となってしまう可能性があるため、早急なリハビリテーションが必要となりました。

しかし、十代で親になった若い夫婦は事件の重大性を認識せず、罪の意識も乏しく、「何も困ったことはないし、病院や児童相談所の援助は受けたくありません」と強く引き取りを希望し、援助機関との関わりを拒否したいという気持ちが感じられました。

真也君の処遇について、関係機関と協議を重ね、家庭訪問を繰り返していく中で、真也君の退院後の受け入れ体制として祖父母を中心に両親の養育を援助していくこと、地域の保健所・福祉事務所が家族の相談相手となってフォローしていくこと、真也君のリハビリのために昼間は肢体不自由児通園施設に通所させる方針を示し、お父さんお母さんに了解してもらいました。

母子による通園が始まりました。施設の指導員が親子の関わり方や家庭での機能回復訓練の方法などきめ細かな指導を行うことで、お母さんとの信頼関係が徐々に育っていきました。また、同じような悩みをもつお母さん方とも交流ができたことから、お母さんは周囲に気軽に相談できるよう

になり、表情も明るくなりました。真也君が予想を超えて、光や音に反応することができ、笑顔が出るようになったことも、お母さんの養育の励みになり、養育に積極的になれたようです。

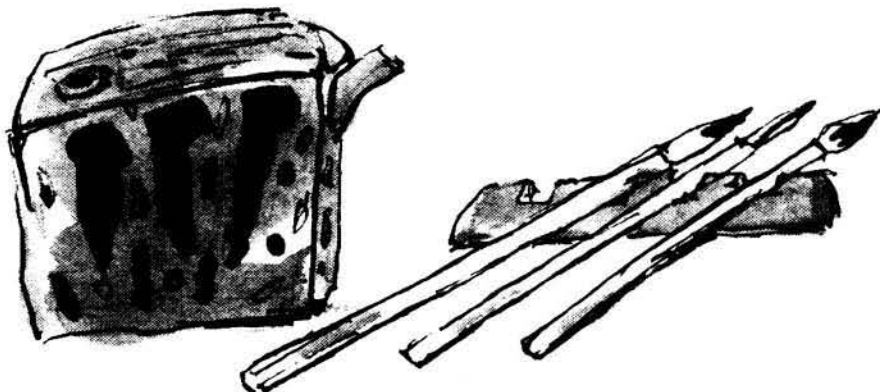
真也君は早期の療育指導により、今では歩行ができるようになり、お父さんもお母さんの頑張りを認め、協力してくれるようになりました。

若い夫婦は周囲の温かい眼差しに見守られながら、真也君の成長を楽しみに子育てをしています。

### ● 通 園 施 設 ●

県下には通園施設として、精神薄弱児・肢体不自由児・難聴幼児の通園施設、学校に行けない児童らが通う情緒障害児短期治療施設通園部があります。児童は日々家庭から通いながら、個別的及び集団的な生活指導訓練や機能回復訓練、教育などが受けられます。

通園施設への窓口は児童相談所となります。



## ② 母との生活を待った拓也君

### 養護施設の利用

託児所付きの住込の仕事が見つからないので、子どもを預けて働きたい。子どもが小学校に入学するまでには、一緒に住めるように頑張りたいので、それまでどこかで預かってもらえませんか。

「子どもを預けて働きたいので、どこかに預かってもらえないか」と市の福祉事務所に相談に行ったお母さんは、母子寮入所を勧められました。しかし、以前母子寮でトラブルを起こし、気まずく退所しているお母さんには、承諾しにくいことでした。さらに、昼夜働かないと返せない程の借金もありましたので、福祉事務所から児童相談所に相談に行くよう勧められたのです。

拓也君を連れて、託児所付きのホテルで働いていたお母さんは、親戚宅に預けている娘の顔が見たくなかったからという理由だけで、生活の当ての無いまま借金をかかえて戻ってきてしまったのです。若い頃から好き勝手なことをしているお母さんは、親や兄弟姉妹からもあきれられていて、なかなか協力をしてもらえません。

児童相談所は拓也君への思いを強く持っているお母さんを認め、まずお母さんの生活を立て直し、一日も早く拓也君と一緒に生活ができるように援助していくことを考えました。そのためにいったん拓也君を一時保護所に預かり、同時に、お母さんには職業安定所で仕事を捜してもらいました。真剣に仕事を捜しているお母さんの姿を見て、叔母さんも車で面接に連れていくなどの協力をしてくれるようになりました。お母さんは、旅館での仕事を決めてきました。

拓也君が養護施設に入所することが決まり、お母さんは、そのことを拓也君に泣きながら説明しました。幼い拓也君は、養護施設に着いてからも泣いてぐずったり、「お母さん、まだいる？」と何度も確認していましたが、しばらくすると同年齢の子どもたちと遊び始めました。

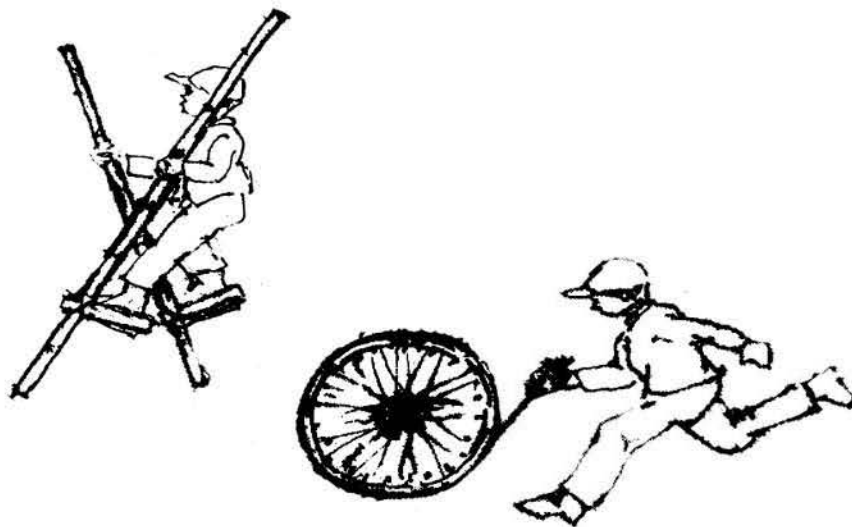
拓也君は、今までより安定した環境の養護施設の生活で、元気に幼稚園に通い、いろいろな経験を積んで、ずいぶん成長しました。車に乗れないお母さんは、休みが取れると、電車とバスを乗り継いで拓也君に面会に行きました。毎回、泣いてぐずる拓也君。泣きながら、帰るお母さん。お互いに別れの辛さに耐えながら、面会を重ねていきました。

半年ほど経って、お母さんは、予定よりも早くしっかりと引き取りの準備ができるようになっていました。そして、拓也君を引き取りました。児童相談所は、拓也君が家に帰ってからも、しばらくの間、お母さんから連絡をもらったり、家庭訪問をしながら、落ち着いた生活が送れていることを確認していきました。

今では、二人仲良く生活しています。

### ● 養 護 施 設 ●

家庭的な環境に恵まれない児童を入所させ、心身ともに健やかに育てることを目的とする施設です。しかし、最近では核家族化や家族の孤立化の中で、何らかの理由で一時的に家庭機能が失われたり、社会的な理由で一時的に児童の養育が困難になったときにも利用できるようになり、家庭支援の役割が広がっています。



### ③ 子どもを預かってもらえませんか

#### 短期入所

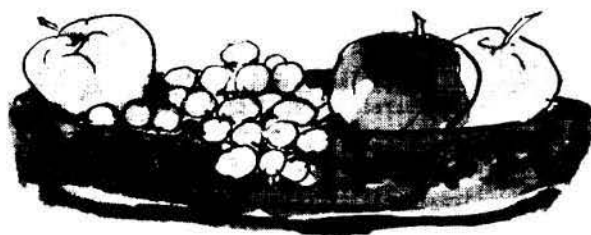
「検査のため入院をしなければなりません。11か月の子どもを預かってもらいたいのですが…」

お母さんは、妊娠中の検診で、尿にたん白反応が出ていましたが、無事由美ちゃんを出産しました。その後、風邪をこじらせて受診したところ、慢性腎炎の診断で、もっと詳しく検査をするため、10日間程入院することとなりました。

お母さんが入院する間、11か月の由美ちゃんの面倒を誰に頼むかを悩みました。九州に住むおばあちゃんに相談してみましたが、おばあちゃんの体調は今一つで、小さい由美ちゃんの養育は無理でした。保育所も考えましたが、お父さんの勤務が不規則なため、送り迎えができません。

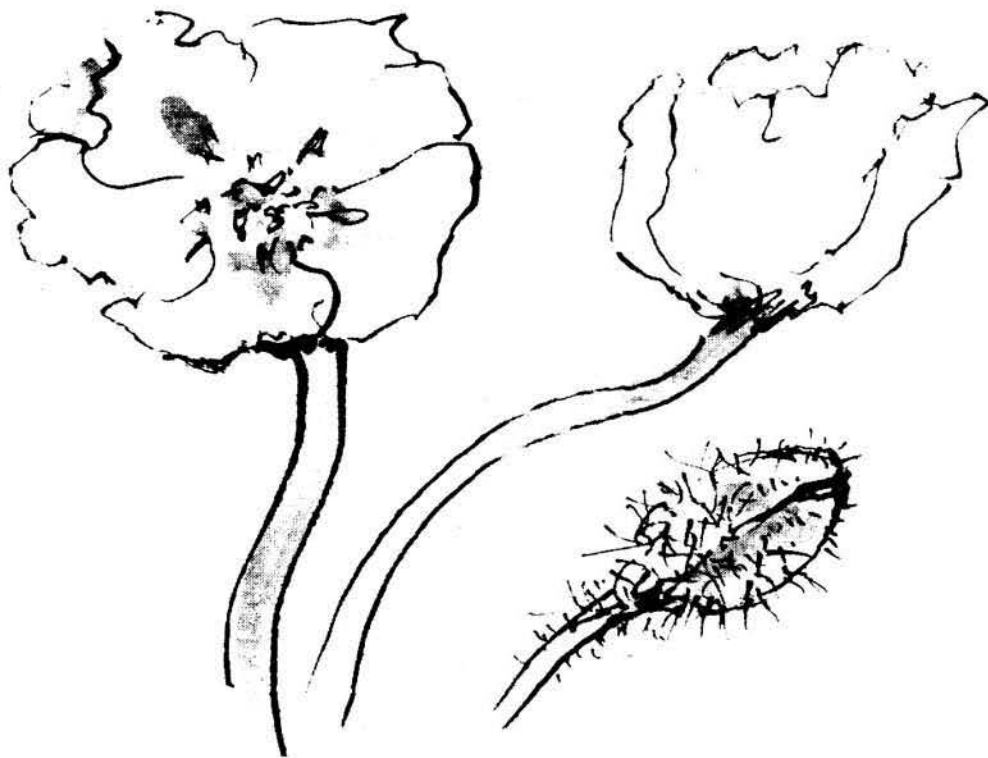
悩んだ末、両親は施設で預かってほしいと児童相談所にやって来ました。お母さんの入院が10日間くらいということなので、由美ちゃんの乳児院への短期入所を決めました。お母さんが入院する朝、由美ちゃんは両親に連れられ、乳児院に入所しました。

お母さんの症状は思いのほか軽く、今後は定期的に通院すればよいということになりました。お母さんの退院の日、由美ちゃんは両親と元気に帰っていきました。



## ● 短期入所 ●

保護者の出産や病気、家族の看護などの緊急な事情や仕事での特別な事情など、社会的な理由のために短期間（1か月未満）、保護者のもとで養育することができなくなった乳児を乳児院に預かり、その家庭を支援する制度です。



## ④ 子どもを預かってもらえませんか

### 在宅心身障害児（者）短期入所

「今度入院しなければならなくなりました。家には障害を持った子どもがいるんですが、入院中どこかで預かってもらえませんか…」

中学2年生の敦君は、重度の知的障害を持っており、毎日地元の養護学校に通学しています。敦君は危険回避もできないため、常に注意が必要で、バス停までお母さんが送迎しています。お母さんは介護疲れもあり、体調を崩すことがよくありました。十分に休養することもできず、日々の無理も重なり体調はすぐれないままです。その後、病院で受診したところ、しばらくの間入院が必要と言われました。しかし、敦君のことが心配ですぐに入院をすることができないことを主治医に話し、入院を待ってもらいました。

お母さんは敦君をどこにも預けることができず、学校の先生に相談しました。すると、先生から「一時的に預かってもらえる所があるので児童相談所に連絡するように」とのアドバイスをもらい、早速、児童相談所に電話をしました。

お母さんの入院はこれで2回目となります。1度目の入院時は、お父さんが会社で話をし、朝、敦君を送った後出勤し、学校が終わるころに会社を早退して迎えに行くという生活を3週間も続けていました。しかし、今回もまたお父さんが会社に無理を言うこともできず、また、高齢になっている祖父母に敦君の介護を頼むこともできないとのことでした。

児童相談所はお母さんに、施設で一時的にお世話できることを話し、施設の紹介や短期入所の説明をしました。次の日、お母さんが短期入所の申込みに来られました。

入院日前日、お母さんは敦君と一緒に施設に行きました。「しばらくの間、敦が生活をするところを見学し、また、保母さんたちに気にかかることなどを話し安心しました」と、お母さんから電話連絡がありました。

## ● 在宅心身障害児（者）短期入所 ●

心身障害児（者）を持つ家庭において、保護者等が病気や事故、出産、冠婚葬祭、養育疲れ等によって、障害児（者）の保護が困難になった場合、施設等で一時的に保護することによって、障害児（者）の福祉を図るとともに、その家庭を支援する制度です。

いつ養育困難になっても、すぐに対応できるように、事前の登録をしていただくようお願いしています。



## ⑤ 親を支える横のつながり

### 心身障害児短期療育事業

障害を持つ子どもとの生活の中で、お母さんは落ち込んだり、孤独感・焦りを感じる事がよくありました。

賢一君は小学2年生、体格の良い元気な男の子です。

賢一君と児童相談所との関わりは3歳の時から始まりました。他の子どもに比べことばが遅いこと、人から関わられることを嫌がりひとり遊びばかりしていることを心配したお母さんが児童相談所を訪れたのです。

お母さんの話をケースワーカーが聞き、心理判定員が賢一君と遊びながら様子を観察し、検査をしました。結果は賢一君には生まれつき知的な障害があることを示していました。お母さんにとってはとてもつらいことでしたが、結果を伝え、一緒に頑張っていこうと確認し合いました。

さっそく児童相談所での週1回の個別の関わり、月1回の集団での関わりが始まりました。楽しい体験をたくさんする中で、いきいきとしている賢一君が見られるようになりました。その中で人と関わる楽しさを知り、自分から遊びを求めてくるようになりました。お母さんへの甘えも始まりました。ことばも少しずつ増え、ことばで意思を伝えることもできるようになってきました。

しかし、児童相談所に来られた時は、賢一君と頑張って生きていこうとする姿勢を見せるお母さんでしたが、やはり現実の生活ではどうしても他の子どもと比べてしまい、落ち込んでしまうことや孤独感・焦りを感じる事がよくありました。

そこで児童相談所では、同じ悩みを持つお母さん方との横のつながりを持ってもらうことも賢一君のお母さんを支えるために必要だと考え、毎年夏に行われる短期療育セミナーにお母さんと賢一君を誘いました。専門の施設を使った1泊2日の事業です。子どもと共に楽しい体験をしながら、日頃の悩みについて専門の職員からアドバイスを受れたり、同じ悩みを持

つ保護者同士で話し合える場を持つものです。初めての参加なので、思ったことをなかなか口に出せないお母さんでしたが、職員の援助もあり、次第に他のお母さん方とも話ができるようになりました。

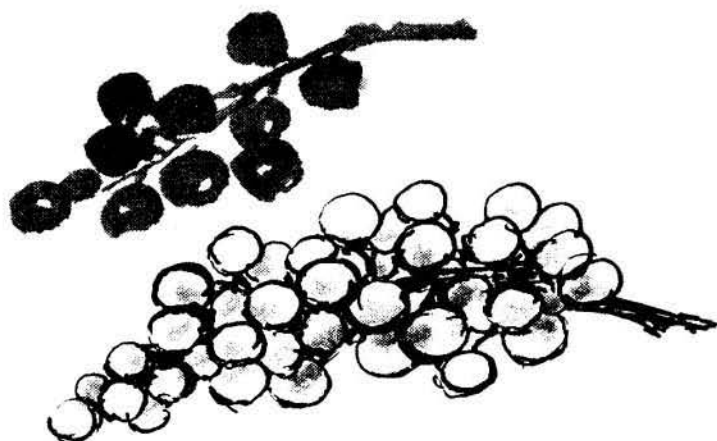
短い間ですが、お母さんにとっては気持ちをリフレッシュすることのできた2日間となったようです。

### ● 短期療育事業 ●

児童相談所の実施する短期療育事業は、在宅の精神薄弱児及びその保護者に、専門施設を利用して、日常生活に必要な知識・技術を学んでいただくことを目的としたものです。

内容は、講座や懇談、バーベキュー、花火などのレクリエーション、体験学習など一定のプログラムが組まれています。

また、参加した保護者同士やスタッフとの情報交換・話し合いが気軽にできるような場も設けられています。



## ⑥ 友だちとまた会えた明子ちゃん

### 里親制度の利用

「家賃滞納のため住宅の明け渡しを請求されているが、お金もなく行く所もない。このままでは、家族全員が路頭に迷う。せめて子どもだけでも何とかして。」

お母さんと小学3年生の明子ちゃんは児童委員に連れられて児童相談所に来ました。お母さんは杖をついて、歩くのもおぼつかない様子でしたが、明子ちゃんはお母さんを助ける優しい子でした。

この家族は市営住宅に住んでいましたが、お母さんが体が不自由になり、3人の子どもの世話を十分にできないので、お父さんが主に家事をしていました。そのため仕事は続かず、経済的に苦しく、借金も増えました。家賃も払えませんでした。また、病院にもかからなかったため、お母さんの体が徐々に不自由になっていっても、原因もわからないままでした。

児童委員のはからいで、お母さんはようやく病院に入院することになり、お父さんは会社に寝泊まりすることになりました。明子ちゃんは、児童相談所の一時保護所に来ることになりました。明子ちゃんは、お母さんがとても好きでしたのでとても辛かったようですが、お母さんの入院のためじっと我慢していました。

一時保護所では、しっかり者の明子ちゃんでした。一週間後、学校の先生が面会に来られた時、寂しさがあふれたのか泣きだして、「お母さんに会いたい、学校に帰りたい」と自分の思いを先生に伝えました。やはり明子ちゃんにとっては住み慣れた場所がいいのでしょうか。両親も元の学校に戻してやりたいという強い思いがありました。

そこで、同じ地域に住んでいる里親さんに、明子ちゃんを里子として受けていただくことにしました。そうすると元の学校に通え、お母さんの病院にも行くことができます。

明子ちゃんは、3週間の一時保護所生活ののち、友だちの待つ学校へ嬉

しように帰っていきました。

### ● 里 親 制 度 ●

里親制度とは、さまざまな事情によって家庭に恵まれない子どもを個人の家庭に預けて、愛情に満ちた家庭的な雰囲気の中で育てようとする制度です。

里親になるには、子どもに対する正しい理解と深い愛情を持っていることや、それ以外にも一定の要件があります。それらを満たしている方が登録され、子どもを預かることができます。

詳しいことは福祉事務所あるいは児童相談所にお問い合わせください。また、家庭養護促進協会でも、里親になるための相談ができます。

#### 家庭養護促進協会

神戸市中央区橘通3-4-1 総合福祉センター内 ☎(078)341-5046





## Ⅱ 子育て支援Q & A

- ① 児童相談所が遠くて利用しにくい  
（巡回相談の利用）
- ② 2・3日子どもを預かって  
もらえるところはありませんか  
（子育て家庭ショートステイ）
- ③ 知的障害児への援助  
（療育手帳）
- ④ 母子への援助  
（母子寮）

## ① 児童相談所が遠くて利用しにくい

### 巡回相談の利用

#### ■ 質 問 ■

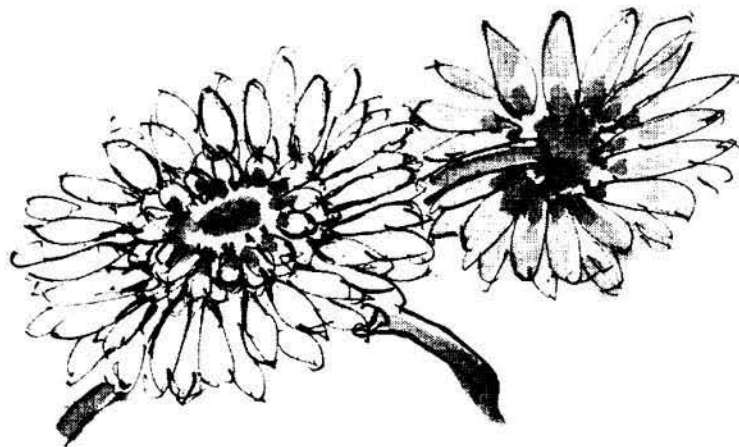
子どものことで相談に行きたいのですが、私は体が弱く、動きの多い息子を市外にある児童相談所まで連れて行けません。また、自動車などの交通手段もなく、児童相談所を利用しにくいのですが、どうすればよいでしょうか。

#### ■ 答 え ■

児童相談所では、遠距離等の理由で、相談所の利用が困難な方のために、巡回相談を実施しています。

巡回相談は、市・町の依頼により、年間計画をたて、年に数回程度、児童相談所から児童福祉司・心理判定員を派遣しています。

療育手帳交付の判定や通園施設入所の相談など、いろいろな相談に応じていますので、窓口となっている市福祉事務所・町役場へご相談ください。



② 2・3日子どもを預かって  
もらえるところはありませんか

子育て家庭ショートステイ

■ 質 問 ■

今度急に入院することになりました。父親は遠方に長期出張しています。周囲に子どもをみてくれる人もないので、父親が帰ってくるまでの2・3日間子どもを預かってくれるところはないでしょうか。

■ 答 え ■

子どもを育てている家庭の保護者が病気等の社会的な事由で、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設において一定期間子どもを保護者に代わって養育する制度です。

- 申 込 先 … 各市役所・町役場
- 利用対象事由 … 社会的事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加）
- 利 用 期 間 … 原則7日以内（市町長がやむを得ない事情があると認められた場合には、必要最小限の範囲内）
- 利用者負担 … 各市町にお問い合わせください。



### ③ 知的障害児への援助

#### 療育手帳

##### ■ 質 問 ■

「療育手帳」を勧められました。手帳について教えてください。

##### ■ 答 え ■

療育手帳は、知的障害児（者）がさまざまな福祉制度を利用したり、一貫した相談指導を受けるときに役立てるものです。

判定の種類によって違ってきますが、手帳を持っていれば、各種税の控除、旅客運賃割引、手当の給付などを受けることができます。

判定の種類は、A（重度）、B<sub>1</sub>（中度）、B<sub>2</sub>（軽度）と3段階に分かれており、18歳未満は児童相談所、18歳以上は精神薄弱者更生相談所で判定を行っています。

##### <療育手帳取得のための手続き>

各市役所・町役場の福祉課に置いてある“療育手帳交付申請書”に必要事項を記入して申請してください。



## ④ 母子への援助

### 母子寮

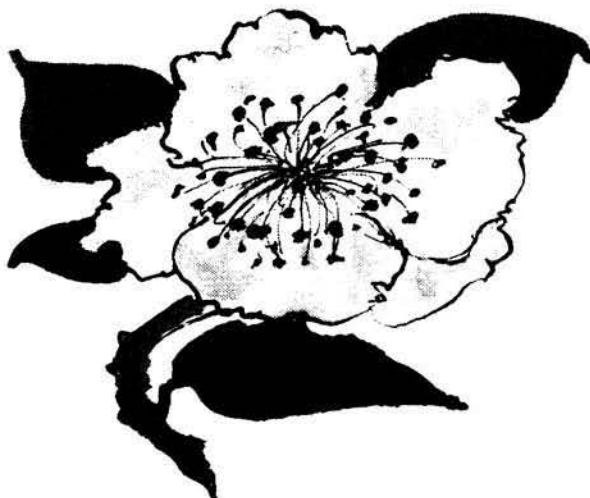
#### ■ 質 問 ■

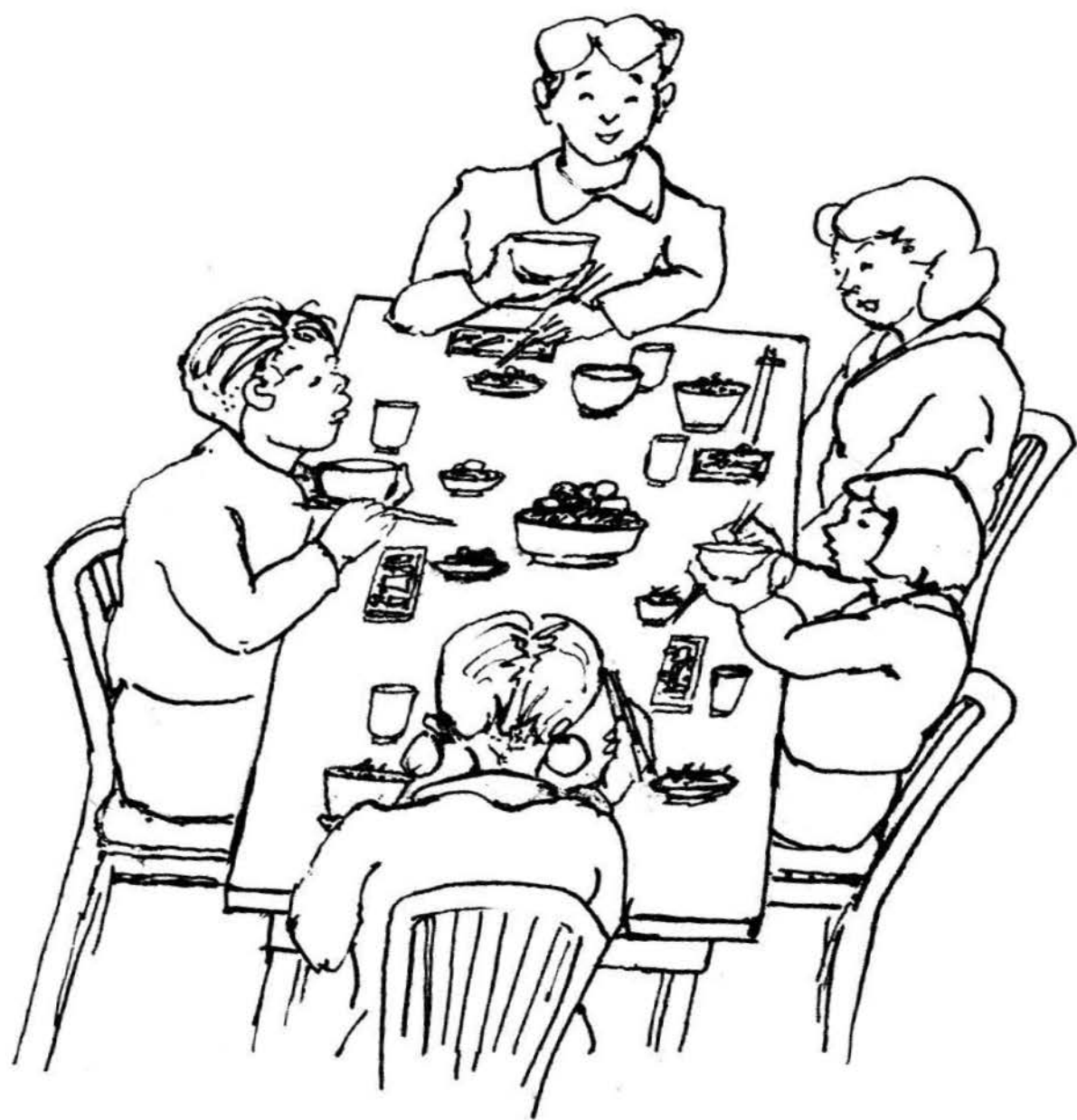
身寄りがなく、経済的にも困っています。子どもと離れて暮らすのは辛いので、母子で生活できる所はありませんか。

#### ■ 答 え ■

母子寮とは、配偶者のない母とその子を入所させて保護し、母とともに児童の福祉を図る施設です。入所を希望する方は、居住地の福祉事務所へ申請してください。福祉事務所において入所要件に該当するか等の判定をしたのち、措置することになっています。

児童相談所では、福祉事務所（家庭相談員や母子相談員、生活保護のケースワーカー）等関係機関と常に連絡を取り合いながら、相談者のニーズに応じた家庭支援を心がけています。





### Ⅲ 家庭支援電話相談(子ども・ 家庭110番)事業実施状況

子どものことや家族の人間関係の悩み、問題に対して、電話による相談を通じ、早期に適切な援助を行うため、中央児童相談所に「子どもと家庭の電話相談室」を設置しています。

平成4年10月の開設以来、受付件数は毎年増加する傾向にあります。

## 子どもと家庭の電話相談室

**「気軽に だれでも どこからでも」** (平成7年度受付状況)

### **気軽に —— 様々な相談が寄せられています**

子どもの相談では、学業・進路に関する相談が169件（17.8%）と最も多く、次いで性格・行動に関する相談141件（14.8%）、学校等での生活の相談66件（6.9%）となっています。

また、小さな子どものしつけの相談や、不登校、非行など様々な相談が寄せられています。

大人の相談では、家族・親族関係に関する相談が67件（8.3%）、性格・行動に関する相談が64件（6.7%）となっています。

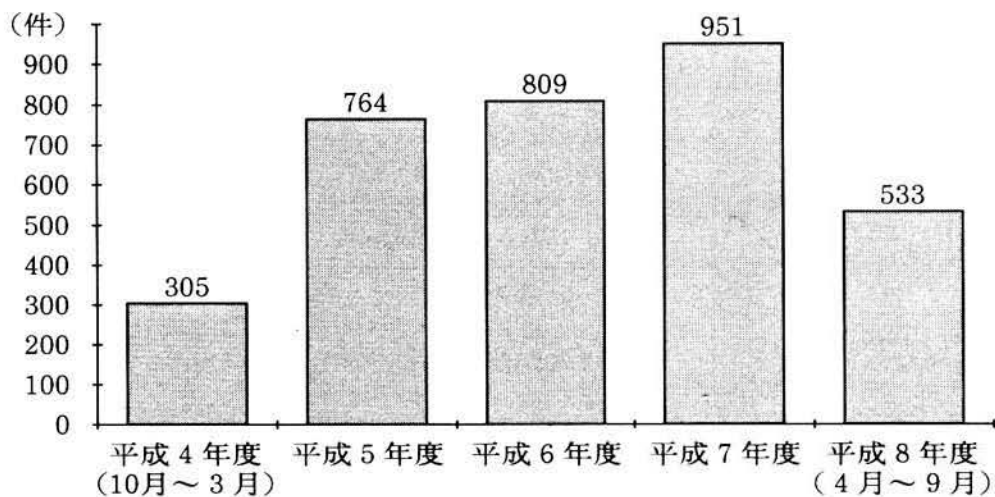
### **だれでも —— 子どもからも多くの相談が寄せられています**

相談の半数（482件、50.7%）は、お母さんからの相談です。次いで子どもからの相談が210件（22.1%）となっています。子どもからの相談が多いのは電話相談の特徴のひとつで、学業や進路についての相談、学校生活についての悩みが多く寄せられています。

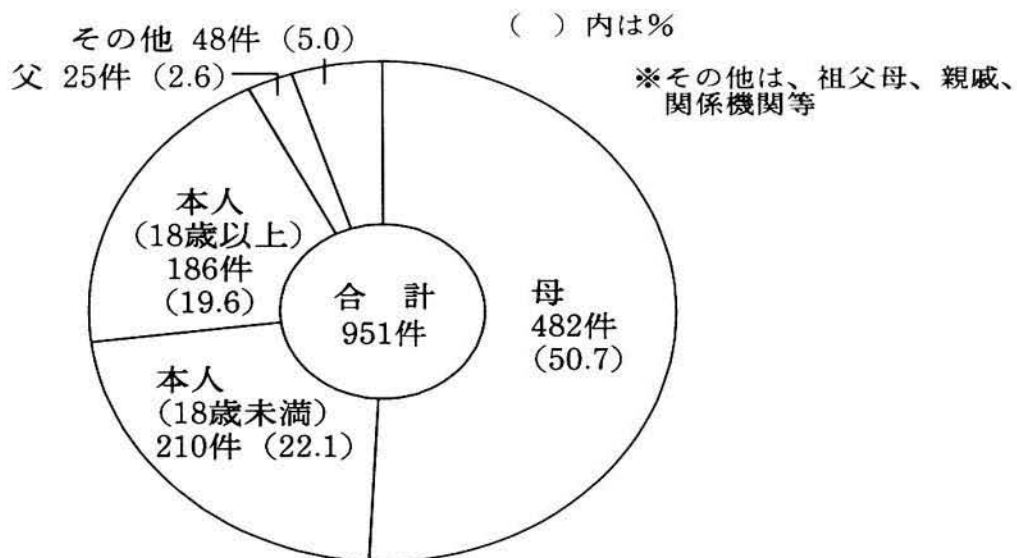
### **どこからでも —— 広い地域から相談が寄せられています**

中央児童相談所の管轄地域からの相談が353件で、全体の4割近く（37.1%）を占め、隣接の神戸市からの相談も283件（29.8%）と多くなっています。また、県内の他の地域や、県外からも相談が寄せられています。

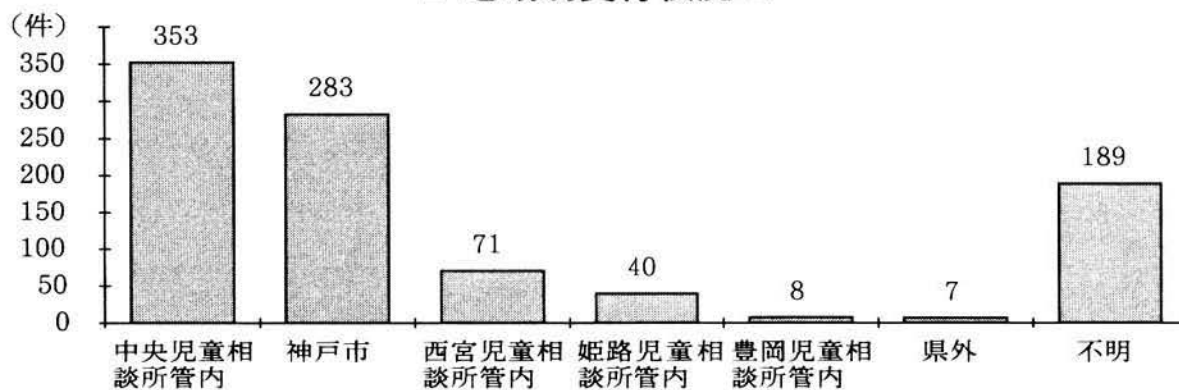
■ 相談受付件数の推移 ■



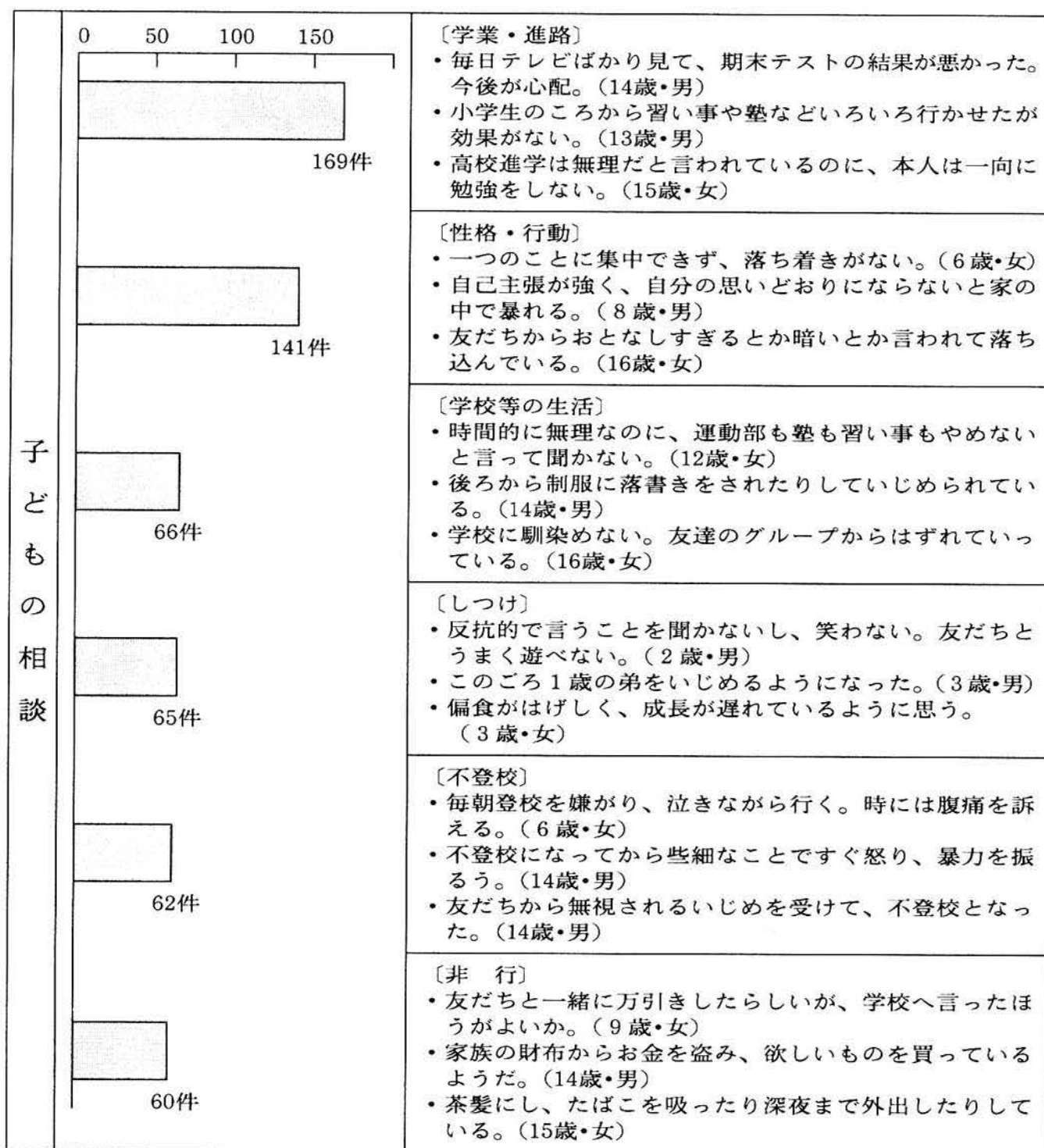
■ 相談者別受付状況 ■



■ 地域別受付状況 ■



## 「子どもと家庭の電話相談室」相談内容（平成7年度）



子どもの相談	<p>0 50 100 150</p> <p>49件</p> <p>17件</p> <p>10件</p> <p>79件</p>	<p>〔養育〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫の暴力に耐えかねて家出をした。子どもを預かってほしい。(0歳・男)</li> <li>・姑が子育てに何かと干渉してきて困る。(0歳・男)</li> <li>・夫が子育てに協力してくれず、イライラして子どもにあたってしまう。(3歳・男)</li> </ul>
		<p>〔身体の悩み〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜中にひどく咳をする。薬を飲ませようとしても受け付けない。(4歳・女)</li> <li>・アトピー性皮膚炎がいつもより悪化し、本人も投げやりになっている。(11歳・女)</li> <li>・受験を目前にして、下痢が続いている。(17歳・男)</li> </ul>
		<p>〔心身障害〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肢体不自由児施設に入所させたいが、どうしたらよいか。(1歳・女)</li> <li>・保健所の健診で自閉症の疑いがあると言われた。病院を紹介してほしい。(2歳・不明)</li> <li>・耳などの異常がないのに、ことばが全く出ていない。(3歳・男)</li> </ul>
		<p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の先生と、子どもへの対応についての考えが合わない。(3歳・女)</li> <li>・子どもの友だちが乱暴で困る。その子の両親も乱暴なタイプ。(9歳・女)</li> <li>・バイクの免許を取りたがるが、学校では禁止されているのでどうしよう。(16歳・男)</li> </ul>
18歳以上の方の相談	<p>0 50 100 150</p> <p>67件</p> <p>64件</p> <p>102件</p>	<p>〔家族・親族関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母と口げんかばかりして、自分自身ヒステリーのようにになっている。(21歳・女)</li> <li>・妻がパチンコ通いで生活費を浪費する。離婚を考えている。(42歳・男)</li> <li>・妻の両親にあれこれ指図され、嫌になっている。(不明・男)</li> </ul>
		<p>〔性格行動〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人の視線が気になって、外出もできない。(21歳・女)</li> <li>・息子が高校卒業後、転職を繰り返し現在無職。部屋に閉じこもっている。(不明・女)</li> <li>・大学生の娘がよく腹痛を訴える。病院では精神的なものと言われた。(不明・女)</li> </ul>
		<p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・祖母が亡くなった。お供えはどの程度、どうすればよいか。(30歳・女)</li> <li>・今、何か不安でいてもたってもいられない。気分転換の方法はないか。(33歳・男)</li> <li>・子ども会の役員をしているが、自分ばかり仕事をさせられ不満。(不明・女)</li> </ul>

## 「こころが軽くなりました。」

相談は、子どもや家庭についての経験と識見のある専門の相談員がお受けしています。電話をかけてこられた方の話をじっくりと聴き、気持ちを受け入れながら、一緒に問題を整理し、解決方法を考えていくのですが、ほとんどの方が話をするだけで自ら気持ちを整理し、元気を取り戻しておられるようです。「こころが軽くなりました」という声も聞かれます。

また、高度な専門的知識、技術を要する相談については、医師や学識者などの児童家庭専門員がお答えしており、必要な場合には児童相談所へ来ていただくよう勧めたり、病院や保健所など、適切な機関を紹介しています。

### レポート

#### 「友だちに高い関心」

最近、友だちに関する相談が、増えてきています。

「友だちがいない。できてもすぐに離れていってしまう。」

「引っ込み思案で、友だちの遊んでいる中に入って行けない。」

「友だちに遊んでももらえない。私（母）自身がお母さん方から避けられているのだろうか。」

など、子どもや、お母さん自身の友だち付き合いに関する悩みが、よく寄せられるようになりました。子どもに発達の違いや性格・行動上の問題が伺えるケースもありますが、多くは、お母さん自身の不安が反映されたものだと思います。

それらの相談には次のような特徴が見られます。

- ・子どもの行動に目が行き届きすぎている

お母さんは、子どもの様子をよく見ているようです。それは何も問題ではないのですが、目が行き届きすぎて、お母さんが子どもの世界に必要以上に踏み込んでしまっているようです。

- ・親の価値観からの評価

「活発で、積極的な子どもは良い子」という親の価値観は、一方で、「おとなしい子、消極的な子は友だち付き合いが下手で損をする子」という考えを生んでいるようです。

- 将来の心配の先取り

まだ3～4歳の子どもの遊ぶ様子を見て、他の子の言いなりになっていると、将来いじめられっ子になりはしまいか、使い走りをさせられるのではないかと、早くも心配になるようです。

- 母親自身が付き合いが苦手

お母さん自身が友だち付き合いが苦手で辛い経験をしている、ということがよくあります。そして、子どもも「自分に似て」友だち付き合いが苦手なのではないか、同じような目に遇うのではないかと心配になるようです。

親の、友だち付き合いについての高い関心は、友だちの存在、友だちと一緒に遊ぶ経験が、子どもの成長過程で非常に重要な意味を持つことが、広く一般に理解されていることを表しているのではないかと思います。

ただ、過剰な関心により不安や悩みが生じているようなケースも増えているのではないのでしょうか。そのような時、誰かに話を聞いてもらう、あるいは他の人の考えを聞くことにより、不安を解消できることがあります。電話相談はその「誰か」の選択肢のひとつとして、活用していただければと思います。





## IV 參考資料

## 県下の相談関係機関一覧

### (1) 児童相談所の所在地及び担当地域

児童相談所	住 所	電 話	担 当 地 域
中央 児童相談所	〒673 明石市北王子町13-5	(078) 923-9966 F A X (078) 924-0033	明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市 小野市、加西市、美囊郡、加東郡、多可郡、加古郡
	〒656 洲本市塩屋2丁目4-5 (洲本総合庁舎内)	(0799) 26-2016 F A X (0799) 26-0269	洲本市、津名郡、三原郡
西宮 児童相談所	〒662 西宮市青木町3-23	(0798) 71-4670 F A X (0798) 74-2538	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
	〒669-33 氷上郡柏原町柏原688 (柏原総合庁舎内)	(0795) 72-0500 F A X (0795) 72-4602	氷上郡、多紀郡
	〒661 尼崎市三反田町1丁目1-1 (尼崎市教育・障害福祉センター内)	(06) 423-0801 F A X (06) 429-3665	尼崎市 (心身障害相談)
姫路 児童相談所	〒670 姫路市新在家本町1丁目1-58	(0792) 97-1261 F A X (0792) 98-1895	姫路市、相生市、龍野市、赤穂市、飾磨郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、宍粟郡
豊岡 児童相談所	〒668 豊岡市幸町1-8	(0796) 22-4314 F A X (0796) 24-0484	豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡
神戸市 児童相談所	〒650 神戸市中央区東川崎町 1丁目3-1	(078) 382-2525 F A X (078) 362-0415	神戸市

## (2) 相談関係機関

### <神戸>

神戸市東灘福祉事務所	(078) 841-4131
神戸市灘福祉事務所	(078) 871-5101
神戸市中央福祉事務所	(078) 232-4411
神戸市兵庫福祉事務所	(078) 511-2111
神戸市北福祉事務所	(078) 593-1111
神戸市長田福祉事務所	(078) 579-2311
神戸市須磨福祉事務所	(078) 731-4341
神戸市垂水福祉事務所	(078) 708-5151
神戸市西福祉事務所	(078) 929-0001
神戸市東灘保健所	(078) 841-4131
神戸市灘保健所	(078) 871-5101
神戸市中央保健所	(078) 232-4411
神戸市兵庫保健所	(078) 511-2111
神戸市北保健所	(078) 593-1111
神戸市長田保健所	(078) 579-2311
神戸市須磨保健所	(078) 731-4341
神戸市垂水保健所	(078) 708-5151
神戸市西保健所	(078) 929-0001
県教育委員会義務教育課 (ひょうごっ子悩み相談)	(078) 362-3794
県立女性センター	(078) 360-8550
県立婦人相談センター (しあわせの館)	(078) 736-0100
兵庫県震災復興総合相談センター	
こころの相談	(078) 360-2903
幼児教育相談	(078) 341-4133
県民相談なやみゼロ	(0120) 16-7830
県警少年相談室(ヤングトーク)	(078) 361-1009

神戸地方法務局人権擁護課	(078) 392-1821
子どもの人権110番	(078) 393-0118
神戸家庭裁判所	(078) 521-5221

### <阪 神>

阪神県民局福祉課	(06) 481-7641
尼崎市中央福祉事務所	(06) 489-6364
尼崎市小田福祉事務所	(06) 488-5445
尼崎市大庄福祉事務所	(06) 419-2941
尼崎市立花福祉事務所	(06) 427-7778
尼崎市武庫福祉事務所	(06) 432-5400
尼崎市園田福祉事務所	(06) 492-1182
西宮市福祉事務所	(0798) 35-3151
芦屋市福祉事務所	(0797) 31-2121
伊丹市福祉事務所	(0727) 83-1234
宝塚市福祉事務所	(0797) 71-1141
川西市福祉事務所	(0727) 40-1111
三田市福祉事務所	(0795) 63-1111
西宮保健所	(0798) 26-3666
芦屋保健所	(0797) 32-0707
伊丹保健所	(0727) 83-1231
宝塚保健所	(0797) 72-0054
川西保健所	(0727) 57-4220
三田保健所	(0795) 63-5611
尼崎市中央保健所	(06) 481-8601
尼崎市北保健所	(06) 429-7001
尼崎市東保健所	(06) 401-5515
尼崎市西保健所	(06) 416-0171
県教育委員会阪神教育事務所 (ひょうごっ子悩み相談)	(0798) 23-2120
県民相談なやみゼロ	(0120) 13-7830

神戸地方法務局伊丹支局	(0727) 79-3451
神戸地方法務局尼崎支部	(06) 482-7401
神戸家庭裁判所尼崎支部	(06) 438-3781

### <丹波>

氷上福祉事務所	(0795) 72-0500
多紀福祉事務所	(0795) 52-2811
柏原保健所	(0795) 72-0500
篠山保健所	(0795) 52-2811
県教育委員会丹有教育事務所 (ひょうごっ子悩み相談)	(0795) 64-4624
県民相談なやみゼロ	(0120) 32-7830
神戸地方法務局篠山支局	(0795) 52-2223
神戸地方法務局柏原支局	(0795) 72-0176

### <東播磨>

東播磨県民局 (福祉第1課、福祉第2課)	(0794) 21-1101
北播磨福祉事務所	(0795) 22-1616
明石市福祉事務所	(078) 912-1111
加古川市福祉事務所	(0794) 24-1151
西脇市福祉事務所	(0795) 22-3111
三木市福祉事務所	(0794) 82-2000
高砂市福祉事務所	(0794) 42-2101
小野市福祉事務所	(0794) 63-1000
加西市福祉事務所	(0790) 42-1110
明石保健所	(078) 917-1122
加古川保健所	(0794) 22-0001
西脇保健所	(0795) 22-2666
三木保健所	(0794) 83-3023
高砂保健所	(0794) 42-2991

加西保健所	(0790) 42-0266
社保健所	(0795) 42-5111
ひょうごっ子悩み相談センター	(0120) 783-111
県教育委員会東播磨教育事務所 (ひょうごっ子悩み相談)	(0794) 21-0115
県民相談なやみゼロ	(0120) 26-7830
神戸地方法務局明石支局	(078) 912-5511
神戸地方法務局加古川支局	(0794) 24-3555
神戸地方法務局社支局	(0795) 42-0201

### <西播磨>

中播磨福祉事務所	(0792) 81-3001
宍粟福祉事務所	(0790) 62-8100
西播磨福祉事務所	(0791) 63-3711
姫路市福祉事務所	(0792) 21-2111
相生市福祉事務所	(07912) 3-7111
龍野市福祉事務所	(0791) 63-3131
赤穂市福祉事務所	(07914) 3-3201
竜野保健所	(0791) 63-3711
赤穂保健所	(07914) 3-2321
福崎保健所	(0790) 22-1234
佐用保健所	(0790) 82-2621
山崎保健所	(0790) 62-8100
姫路市中央保健所	(0792) 89-1631
姫路市西保健所	(0792) 36-1473
県立こどもの館	(0792) 67-1153
県教育委員会西播磨教育事務所 (ひょうごっ子悩み相談)	(0792) 24-1152
県民相談なやみゼロ	(0120) 27-7830
神戸地方法務局姫路支局	(0792) 25-1915
神戸地方法務局竜野支局	(0791) 63-3221

神戸家庭裁判所姫路支部 (0792) 81-2011

<但馬>

北但福祉事務所 (0796) 23-1001  
美方福祉事務所 (0796) 92-1811  
養父福祉事務所 (0796) 62-3124  
朝来福祉事務所 (0796) 72-3151  
豊岡市福祉事務所 (0796) 24-7033  
豊岡保健所 (0796) 23-1001  
浜坂保健所 (0796) 82-3161  
和田山保健所 (0796) 72-3151  
県教育委員会但馬教育事務所  
(ひょうごっ子悩み相談) (0796) 23-1001  
県民相談なやみゼロ (0120) 31-7830  
神戸地方法務局豊岡支局 (0796) 22-2703  
神戸家庭裁判所豊岡支部 (0796) 22-2304

<淡路>

淡路福祉事務所 (0799) 22-3541  
洲本市福祉事務所 (0799) 22-3332  
洲本保健所 (0799) 22-3541  
津名保健所 (0799) 62-0181  
三原保健所 (0799) 52-0099  
県教育委員会淡路教育事務所  
(ひょうごっ子悩み相談) (0799) 22-4152  
県民相談なやみゼロ (0120) 36-7830  
神戸地方法務局洲本支局 (0799) 22-0497  
神戸家庭裁判所洲本支部 (0799) 22-1043

### (3) 子育て学習センター

こそだてひろば(神戸市)	(078) 331-8181
尼崎市子育て学習センター	(06) 432-1177
西宮市子育て学習センター	(0798) 34-5236
芦屋市子育て学習センター	(0797) 31-8006
伊丹市子育て学習センター	(0727) 85-0982
子育て学習・相談センター(宝塚市)	(0797) 85-2285
川西市牧の台子育て学習センター	(0727) 94-7065
猪名川町子育て学習センター	(0727) 66-7800
三田市子育て学習センター	(0795) 62-8500
柏原町子育て学習センター	(0795) 72-4747
青垣町子育て学習センター	(0795) 87-1111
春日町子育て学習センター	(0795) 74-3040
山南町子育て学習センター	(0795) 77-3160
市島町子育て学習センター	(0795) 85-3030
氷上町子育て学習センター	(0795) 82-1001
篠山町親子ふれあいセンター	(0795) 52-3911
西紀町子育てふれあいセンター	(0795) 93-0419
丹南町子育てふれあいセンター	(0795) 94-1040
今田町親子ふれあいセンター	(0795) 97-2125
あかし子育て相談室	(078) 914-0852
加古川市子育て学習センター	(0794) 21-5484
西脇市子育て学習センター	(0795) 22-5996
子育て学習センター三木	(0794) 82-0151
高砂市子育て学習センター	(0794) 42-2798
小野市親子ふれあいセンター	(0794) 62-7020
加西市子育て学習センター	(0790) 48-3404
吉川町子育て学習教室	(0794) 72-1625
やしろ子育て学習センター	(0795) 42-5568
たきの子育て学習センター	(0795) 48-3073

鯉こいランド(東条町)	(0795) 46-0576
中町子育て学習センター	(0795) 32-4328
加美町子育て学習センター	(0795) 36-0164
八千代町子育てふれあいセンター	(0795) 37-0596
子育てふれあいセンター(黒田庄町) (黒っ子ランド)	(0795) 28-4017
稲美町子育て学習センター	(0794) 92-2340
播磨町子育て相談室	(0794) 37-4188
姫路市子育て学習センター	(0792) 21-2793
かるがもスクール子育て学習センター(相生市)	(07912) 2-8313
龍野市子育て学習センター	(0791) 62-9255
赤穂市子育て学習センター	(07914) 5-3290
家島町子育て学習センター	(07932) 5-2641
夢前町子育て学習センター	(07933) 5-4153
神崎町子育て学習センター	(0790) 32-2410
市川町子育て学習センター	(0790) 26-2860
福崎町子育て学習センター	(0790) 22-7830
香寺町子育て学習センター	(0792) 32-7860
大河内町子育て学習センター	(0790) 35-0677
新宮町子育て学習センター	(0791) 75-4646
太子町子育て学習センター	(0792) 76-0101
御津町子育て学習センター	(07932) 2-3116
揖保川町子育て学習センター	(0791) 72-6577
上郡町子育て学習センター	(07915) 2-1125
佐用町子育て学習センター (キラキラっ子ママプラザ)	(0790) 82-4108
上月町子育て学習センター	(0790) 86-1153
南光町子育て学習センター (ひまわりっ子ママプラザ)	(0790) 78-0264
三日月町子育て学習センター (みかづきっ子ママプラザ)	(0790) 79-3788
山崎町子育て学習センター	(0790) 62-2000

安富町子育て学習センター	(0790) 66-4352
一宮町子育て学習センター	(0790) 72-2330
波賀町子育て学習センター	(0790) 75-3840
千種町子育て学習センター	(0790) 76-2210
豊岡市子育て学習センター	(0796) 24-4604
城崎町子育て学習センター	(0796) 32-4666
竹野町子育て学習センター	(0796) 47-2030
香住町子育て学習センター	(0796) 36-4427
日高町子育て学習センター	(0796) 42-4610
出石町子育て学習センター	(0796) 52-5751
但東町子育て学習センター	(0796) 54-1010
村岡町子育て学習センター	(0796) 96-0001
浜坂町子育て学習相談室	(0796) 82-4152
美方町子育て学習センター	(0796) 97-3111
温泉町子育て学習センター	(0796) 92-2788
ようか子育て学習センター(八鹿町)	(0796) 62-6141
養父町子育て学習センター	(0796) 64-2215
大屋町子育て学習センター	(0796) 69-0120
せきのみや子育て学習センター(関宮町)	(0796) 67-3266
生野町子育て学習センター	(0796) 79-3544
和田山町子育て学習センター	(0796) 72-0188
山東町子育て学習センター	(0796) 76-4633
朝来町子育て学習センター	(0796) 77-1805
洲本市子育て学習センター	(0799) 24-3374
津名町子育て学習センター	(0799) 62-5060
ブラパークレッジ子育て学習センター(淡路町)	(0799) 72-3105
北淡町子育て学習センター	(0799) 82-1144
一宮町子育て学習センター	(0799) 85-2028
五色町すこやか子育てセンター	(0799) 33-1320
東浦町子育て学習センター	(0799) 74-4115
すこやかケロンパ子育て学習センター(緑町)	(0799) 45-0390

西淡町子育て学習センター  
三原町子育て学習センター  
南淡町子育て学習センター

(0799) 36-3311  
(0799) 42-0538  
(0799) 52-0339

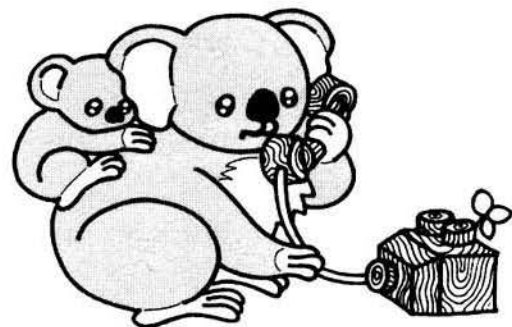
## そんなに悩まないで

子どもと家庭の電話相談室

ヨイコニ  
☎ 078-925-4152

毎日午前9時～午後9時(年末年始は休み)

兵庫県中央児童相談所



## 「児童の権利に関する条約」の概要

### 条約締結の経緯と趣旨

1989年（平成元年）の国際連合の総会で「児童の権利に関する条約」ができました。条約とは国と国との間の約束です。

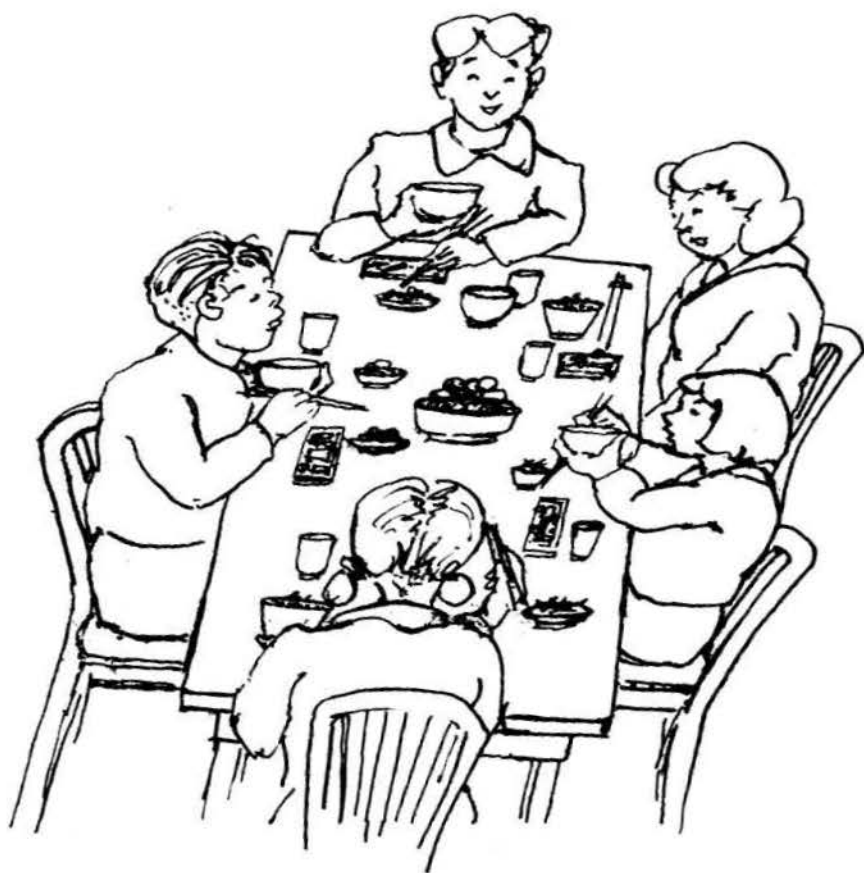
この条約は、18歳未満のすべての子どもを対象とするものです。子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目指しています。わが国は平成6年4月にこの条約に入りました。

世界には、貧困、飢え、武力紛争、虐待などのひどい状態に置かれ苦しんでいる子どもが数多くいます。この条約は、各国がこうした現実を目を向け、子どもたちの人権を尊重し、保護していくために作られたものです。

もちろん、国によっていろいろ違った考え方、文化、伝統や法律があるのですが、この条約は、その中で、各国が協力していくことを目指したものです。

#### ■ 条約の主な内容

1. 18歳未満のすべての子どもを対象とします。
2. 子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
3. 子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
4. 両親は子どもを守り、指導する責任があります。
5. 両親の意思に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
6. 子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どもも、ほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
7. 子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
8. 家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
9. からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
10. 子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
11. 子どもは教育を受けることが認められるべきです。
12. 子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
13. 子どもが法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。



編集委員名簿

中央児童相談所	所	長	西川智恵子
〃	副所	長	佐野惇
〃	課長	補佐	塚元重範
〃	課長	補佐	田中隆志
〃	事務	吏員	谷口真由美
西宮児童相談所	事務	吏員	浅田英亮
姫路児童相談所	技術	吏員	藤田忍
豊岡児童相談所	主	査	西村智裕

さし絵 塚元 實